資料2-2

日本司法支援センターの第2期中期目標期間業務実績評価に関する項目別評価表

A:中期目標を達成した。 B:中期目標をおおむね達成した。 C:中期目標を達成しておらず、業務運営の改善等が必要である。

委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合には、 上記区分に加え「A+」と評価できる。

中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)			集年度 Б結果	自i 評(
				22	23	24 2	25	ш
2 総合法律支援の充実のための措置に 関する事項	I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとる べき措置							
(1)業務運営の基本的姿勢等	1 業務運営の基本的姿勢等							
①業務運営の基本的姿勢	(1)業務運営の基本的姿勢							
T 日本司法支援センター(以下「支援センター」とい 下」支援センター」とい すう。)は、国司法を実現大い がいのある開業務を行う。法に国司法をを成れがりいるをを証れがりにるできる。 めに各種がんがりない。される存営に となるよう。するで表して おいては、非公を対した 様々なのよう。 様々なが障害といる。 者及び障害といる。 を対しては、対する。 を対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、	① 利用者の立場に立った業務運営 ア 支援センターの業務運営においては、引き続きの利点を活動した様々なあることの引点を活動した様々な創意工夫により、投資・丁寧かつ迅速障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。	利用者の立場に 立った業務運営の 取組状況	理事長のリーダーシップの下、高齢者・障がい者に対する配慮を含め、利用者の立場に立った親切なサービスを迅速に提供するため、以下の取組みをつって、全役職員に組織運営理念を周知徹底した。 ・法テラス運営理念を制定(平成22年度)。 ・ボスターサイズの同理念を全国事務所内に掲示。 ・カードサイズの同理念を携行。	A	A	A	A	真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう,非公務 員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により,高齢者及び障がい者等に対する特別の配慮を含め,懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他利用者の立場に立った業務運営を常に心がけるため、全役職員に組織経営理念である法テラス運営理念を周知徹底した。
2 の配慮を含め、懇切・丁率か つ迅速・適切な対応その他利 用者の立場に立った業務運営 を常に心がける姿勢を基本と する。	イ 利用者の立場からの幅広い意 見を聴取し、今後の業務運営に 活かすため、外部有識者から構 成される顧問会議を各事業年度 に1回以上開催する。	顧問会議の開催状況	理事長が幅広く多様な意見を聴取し、適切なリーダーシップを発揮できるよう、外部有識者で構成される顧問会議を毎年2回実施した。 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 12頁参照	A	A	A	A A	顧問会議を年に2回開催し、今後の業務運営にいかすため の多様な意見を得た。顧問会議の意見を踏まえ、被災者支援 等の更なる取組に努めている。
3	ウ 高齢者及び応必要な情報というでは、 る紛争保証と変をする は、 とその は、 と と の は の は の は の は か か か か か か か か か か か か	高齢者・障害者等に対する適切なサービス提供に向けた取組状況	- 高齢者・障がい者に対する接遇の外部講習を受講した職員が講師となって研修を実施し、その研修生が各自の事務所で他の職員に研修を行い、接遇水準の向上を図った。 - 支援センター事務所へのアクセスが困難な相談者が法律相談援助を容易に受けられるよう、公共施設や病院等での巡回法律相談の実施 ○出機法権地が事務所後、実施回数(全国合計) - 中級22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度	A	A	A	A	第2期中期目標期間を通じて着実に契約弁護士・契約司法 書士数、出張法律相談の実施地方事務所及び実施件数も増加 しており、高齢者及び障がい者等自ら相談場所に赴くと期中 大きく変動しているが、これは平成22年度末に発生した東は日本大震)の被災者支援の一環として、特に発し直後のは災者と現り 年度に被災地の法的支援へのニーズに応えるべく、積極的に活用したことによる。 また平成24年3月23日の震災特例法成立後、同年4月1日施行という短期間の中で業務方法書政定や震災法律援助業務運営細則の制定等の規程整備を定当するとともに制度知を進め、全地方事務所で震災法律援助契約弁護士・契約司法書士を確保するなど、被災者のニーズに迅速かつ的確に対応した。
			开設工					

	中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)	00	評価	年度 結果 24		己自己評価理由
				・東日本大震災に係る被災者支援の多様なニーズに対応したサービスを提供。 ・東日本大震災の被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県に7か所の被災地出張所を設置 ・被災者に対する弁護士等による法律相談(テレビ電話を利用した法律相談を含む。)の実施態勢を整備・実施・車両内で相談が可能な移動相談車両を配備・活用。・弁護士等以外の各種専門家による情報提供やフリーダイヤルによる情報提供(震災法テラスダイヤル)の各態勢整備。・仮設住宅等へのアウトリーチを活用した弁護士等による法律相談サービス等を適切に提供。	22	23	24	25	
4	イ 支援センターが提供する サービスに関する利用者から の意見、苦情等について、支 援センターの業務運営の参考 にするとともに、必要に応じ て業務の改善等適切な対応を 行う。	② 利用者の意見、苦情等への適切な対応 支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務要官の参考にするとともに、必要を必要にで業務の改善等適切な対応を行う。	利用者の意見、苦情等への対応状況	・利用者からの苦情等を取りまとめ、毎月本部の執行部会に報告するとともに、参考事例を全職員に周知した。 ・一般契約弁護士に対する「利用者からの声」(苦情等)について、対象弁護士へ伝達するスキームを順次実施(平成26年3月31日現在で22か所)。・一般契約司法書士についても「利用者からの声」を対象司法書士へ伝達するスキームの実施に着手。	A	A	A	A	毎月執行部会で報告した「利用者から寄せられた声」(具体例)を全職員が共有し、執務の参考となることを促進し、職員の対応等の質の向上に努めた。支援センターのサービスの質の向上には一般契約弁護士及び一般契約司法書士によるサービスの質の向上が重要であるところ、一般契約弁護士平成対する「利用者の声」の伝達スキームの実施と呼ば平成26年3月末日現在で22か所となった。新たに一般契約司法書士に対する伝達スキームについても実施を開始した。
5	ウ 国費の支出の適正及び意義・が を投入していての国民の監視・ 効果についることを職員、 支援センタ意のとの表し、 支援センタ意の登場を持ち、 を強っている。 支援を力とのを持ち、投入ので を強の現点から上の適切果の。 要性、支出合う切果務で、力等を 生力に、必要にしたで、の事で当に 利意に大きなでは、必要にした。 利意に大きなでは、必要にした。 の間に大きなでは、必要にした。 の間に対していて、 ののである。 を動いていて、 ののである。 ののである。 ものである。 ものでな。 ものである。	③ 効率的で効果的な業務運営 国費の支出の適正及び国費を投入 して行う事業の適業・効果にここ 適業・効果にここと を持ち、級税者の担点があい。 資金額に見合う効果の適知性、投入の必要は、外税者の担心適知性、投入分に 多値に見合う効果の当たりが、 でじ、う効果のは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	効率的で効果的な 業務運営に向けた 取組状況	・効率的な業務運営に資する講義やグループ討議等を研修で実施し、コスト意識の必要性を認識させた。 ・効率的な業務運営のため、新任の事務局長に対して、事前に地方事務所の運営等に関する研修を実施。 ・地方協議会において関係機関等から出された意見等に基づいて業務改善を実施。 ・先進的で効果的な取組事例については、全国事務所長会議及び同事務局長会議において周知。 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 14頁参照	B+	A	A	A	本部主催の各会議において、効率的で効果的な業務運営の 実現に向けた業務運営の改善が更に推進されるよう努めた。 研修を通じて、地方事務所等の業務の効率化や効果的な実 施方策への取組を促進した。
6	②支援センターの存在及びその業務の内容についての周知 ア 支援センターがその役割を 十分に果たすことができるよう。支援センターの存在及び その業務の内容について周知 を図る。	務の内容についての周知	効率的かつ効果的 な広報活動に向け た取組状況	1 効率性の観点を踏まえた効果的な広報の実施 (1) 広報計画の策定 本部・地方事務所の広報活動の連携 本部:基本的な広報計画の策定 地方事務所: 管轄地域における広報計画の作成 (2) 効果測定 (1) 支援センターの認知度調査、情報提供業務・民事法律扶助業務の利用者に対する認知経路アンケートの結果などを基に、費用対効果の点から有効であるかについての分析を実施。 (2) 上記①に基づき、ホームページ広報、地方自治体等の関係機関への周知活動を中心とした広報活動方針を策定。 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 16頁参照	В	В	В	A	文援センターの存在や業務内容を広く国民に周知し、認知度を上げるため、毎年度広報活動の効果分析を行い、その結果を踏まえた広報基本方針を策定し、本部と地方事務所が連携した広報活動を実施した。 具体的には、①ホームページ及び広報誌などの改善、②インターネット・リスティング広告の実施、③ツイッター及びメールマガジンによるイベント・法律情報の配信、④民鉄協会との連携した広報などを行った。さらに、報活動にの商権を的な情報発信や、関係機関等と連携した広報流しての重点を置き、費用を抑表力の効果的な広報活動を実施した。その結果、中期目報期間いずれの年度においても認知度は増加し、特に最終年度(平成25年度)は約5%も増加し、国民の過半数程度(47.3%)にまで高めることができた。
		② 支援センターの利用経験がある者等の認知経路として上位を 占めるテレビ広告、ホームペー ジ等の広報効果の高い媒体を活 用し、支援センターの事業等に 関する情報を効果的に提供す る。		2 広報効果の高い媒体を活用した効果的な広報の実施 (1) ホームページ等を活用した広報 ① 全国主要な放送局におけるテレビ広告の実施(平成22・23年度) ② ホームページのコンテンツのリニューアル ③ インターネット・リスティング広告の実施。 ④ 支援センターで活躍する弁護士・司法書士等を紹介するインタビュー記事の定期掲載 ⑤ メールマガジン、ツイッターを活用した情報配信 (2) マスメディア広告以外の広報 全国約60の鉄道会社の駅施設等に約6,600枚のポスターの掲出。					

中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)		事業年		自己評価	
イ 広報に関しては、効率性の 観点を踏まえつつ効果的に実 施するものとする。広報効果 とこれに要した費用と、サービスのに 事後に分析し、その結果を後 の広報戦略に反映させる。	③ 記者説明会の機動的な開催や、省庁、地方公共団体等の関係機関・団体との連携を通じた関かる。 4 支援センターが、より多くのの国民に対している。 1 支援・利のよう、業別の関係を通じたのいて上記方法によう。とい答案について上記方法により、このとのを発し、認知度を毎年度上昇させる。		3 マスコミへの積極的な情報発信と関係機関と連携した広報 (1) プレスリリースの実施 ① 本部における取組 ・ブレスリリースの実施。 ② 地方事務所における取組 ・本部のプレスリリースに合わせた情報の提供。 ・「一斉無料法律相談会」など独自の取組に係るプレスリリース。の連携 ① 共同通信社が新聞各社に配信する法律情報コラムの監修。② 上記①のコラム記事をホームページ上にも掲載。 (3) 関係機関との連携の強化 ① 金融庁、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会との連携により「多重債務者相委員にバンフレットを配布。 ② 全国の民生委員及び調度にバンフレットを配布。 ③ 内閣府政府広報室の協力・被災者支援制度に関わるテレビ及びラジオ番組の放映。・「YOMIURI ONLINE」のトップページ上へテキスト広告・モバイル端末による「THE NEWS」に広告 ① 広報誌「季刊ほうてらす」を親しみやすい内容にリニューアルし、関係機関、全国の児童養護施設、公立図書館等へ送付。 ③ 弁護士及で司法書士に配布。 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 16頁参照 4 認知度調査の実施 <認知度調査が表と知っていると回答した人の割合> :47、3%(平成21年度比9、5%増) 認知経路:テレビ・新聞の割合が高いが、関係機関・団体からの認知及びインターネットの割合も上昇。 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 16頁参照 「シ製物度の推移 第1期中期計画 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成24年度 平成25年度 平成24年度 平成25年度 平成25	22	23 :	25	- #*tim	
(2)組織の基盤整備等	2 組織の基盤整備等							
①一般契約弁護士・司法書士・常勤 弁護士の確保等	(1)一般契約弁護士・司法書士・ 常勤弁護士の確保等							
7 ア 総合法律支援の中核を担う 支援にない。 を担うため、民事法律とは、 が民民を対し、主選事がといい。 が民民を対し、主選事がといい。 が民民を対し、主選事がといい。 を含め、民事をはり、は、 を含め、民事をはり、は、 を合め、民事をはり、は、 を合め、民事をはり、は、 ををはるので、と、 をとなる、民事をはり、 をとなる。 の受任を通り、に対し、 をとなるべき、 をとなるべき、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	① 一般契約 書書 主 ・	全国的に均質な民事法律扶助事件の 担い手の場所に向けた取組状況	1 弁護士の確保等 (1) 常勤弁護士の確保 ① 「スタッフ弁護士採用案内」等の作成・配布。 ② 常勤弁護士採用説明会の実施。 ③ 日本弁護士連合会の会員専用サイト、メールマガジン等の活用。 ④ 司法研修所の選択型実務修習、法科大学院のエクスターンシップの受入れ。 ⑤ 日本弁護士連合会の協力を得た総合的評価による活用。 〇 常動弁護士連子成2年度 平成23年度 平成23年度 平成25年度 217 220 233 246 246 25 26 246 25 246 25 246 25 26 25 246	В	B+ I	8+ A	A	常勤弁護士の配置の検討に当たり、民事法律扶助事件及び国 選弁護事件等の受任の確実性を踏まえ、各地方事務所の事件 教、弁護士教等に関する情報を収集した上で、日本弁護士連 合会との協議も重ねるなどして、配置の必要性について検討 し、常勤弁護士を新たに配置又は増員し、民事法律扶助事件 及び国選弁護事件の担い手を拡充した。

中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)	Ē	事業年月 平価結果 23 24	果	自己評価	自己評価理由
8	イ 捜査及び公判又は少年審判を 通じ一貫した弁護人及び付添入	全国的に均質な国際事件の担い手の	(2) 民事法律扶助契約弁護士・契約司法書士の確保 ① 日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の関係機関との連携の下、基本契約結結に向けての働き掛けや説明会の継続的な実施。② 実績が増加している地方事務所の取組について他事務所へ情報提供。 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 20頁参照 ○民事法律扶助契約弁護士・司法書士核(全国合計) ○民事法律扶助契約弁護士・司法書士核(全国合計) □法過疎地域における常勤弁護士巡回法律相談の実施 ・一般契約弁護士による司法過疎地域での巡回法律相談の実施。・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		AAA			民事法律扶助事業においては、契約弁護士・司法書士を第 2 期中期目標期間を通じて一貫して増加させるなど、その担
	通して無理ない行体なの情報を全国的に均質なも連生を表という。 をするため、全年でいるでは、一般では、一般では、一般である。 をするため、全年では、一般では、一般である。 を担当を担当を担当を作る。 では、また、日本のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	選事件の担い手の 確保に向けた取組 状況	 合地力事務所における条務説明会の開催、研修の美施、独自の広報 用資料の配布。 各地方事務所における「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」の配布。 国選弁護人契約弁護士及び国選付添人契約弁護士の契約数は以下のとおり毎年度増加。 ※業務実績報告書(第2期中期目標期間) 21頁参照 ○国選弁護人契約弁護士の契約数 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 19,566名 21,259名 22,250名 24,055名 ○国選付訴人契約弁護士の契約数 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 5,564名 7,701名 8,703名 9,837名 					地道な取組を継続した結果、契約弁護士の数は着実に増加している。 また、弁護士の少ない地域に常勤弁護士を新たに配置等した。
	ウ 被害者参加人のための国選弁 護制度の担い手となる弁護士の 確保態勢を全国的に均質なもの とするため、弁護士会と連携協 力して、契約弁護士を確保す る。		(4) 被害者参加契約弁護士の確保 支援センター本部においては、被害者国選弁護制度を全国に均質なものとするため、日本弁護士連合会との定期的な協議、日本弁護士連合会主催の犯罪被害者支援全国経験交流会等において同制度の連用状況を説明するとともに協力要請。 各地力事務所においては、以下の方法により、被害者国選弁護関連業務内容、支援センターと一般契約弁護士との契約内容について説明。 ア 弁護士会主催の説明会・研修会等への参加及び説明。 イ 地力事務所・弁護士会・研修会等への参加及び説明。 ウ 地方事務所・弁護士会共催による説明会や被害者参加契約弁護士、毎年度増加。 性被害・性暴力の被害者か知契約弁護士は、毎年度増加。 性被害・性暴力の被害者から契望の多い女性弁護士の確保にも取り組み、平成26年4月1日現在で790名確保。平成22年4月1日現在の385名から405名増加するとともに、全ての地方事務所で女性の被害者参加契約弁護士を紹介できる体制を整備。 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 21頁参照					被害者参加人のための国選弁護制度の円滑かつ適切な運用を図るために、各地方事務所において、弁護士を対象とした、説明会や契約弁護士との意見交換会等を実施するなどして、当該制度の内容・運用状況等の説明を行い、契約弁護士の確保に取り組んだ。また、本部においても、日本弁護士連合会との定期的な協議の場で運用状況等を説明の上、協力を依頼し、契約弁護士の確保に取り組んだ。このような取組を経て、契約弁護士の数は着実に増加している。また、性被害等の被害者から要望の多い女性弁護士の増加しており、全ての地方事務所での登録を達成、維持できている。

	中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)		事業:		自	己自己評価理由
				被害者参加契約弁護士数 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 2,476 3,014 3,335 3,700 (参考) 被害者参加人からの選定請求数 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 231 282 302 383			24 2	25	
9		エ 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司託書士の幅広い、確保に加えて、所要の常勤弁護士の確保に努める。	常勤弁護士の確保に向けた取組状況	前記1に同じ。	B+	B+	B+ 1	3 4	A 前記1に同じ。 9
100	イ 根	② 法体制 が 動庁事所 たい慮団 が 事所 たい慮団 が 事所 で と 大き を 単位 し方を	日筋力速等との連携過との可能の地域上で、またので、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	1 司法過疎地域事務所の設置 地方裁判所支部管轄単位で、実働弁護士数、移動時間、人口、事件数、弁験士会等による支援体制等を考慮して、司法過疎地域事務所を設置	В	В	B	E	日本年度、司法過疎地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させることにより、民事法律扶助事件、国選弁護事件のほか、有信で一般事件を幅広く取り扱うなど、地域住民の法的ニーズに応えた。
111	ウ 常勤弁護士の採用に当多様とからない。 常勤弁護士の採用に当多様とからないです。 分野にし、ばしたのでは、教得のというできた。 がある。 がある。 があるのでは、教得るるの主機、のは、教得のというでは、教得のとのでは、教得のとのでは、教得のでは、教育のに、教育のに、教育の、教育の、のでは、教育の、教育の、教育の、教育の、教育の、教育の、教育の、教育の、教育の、教育の	を整備する。 ③ 常勤弁護士の採用 常動浄護士の採用に当たって他 対表神護士の採月配置そので表現のできる力をでき、表別では、近近のないできる力を対している。 を表現して、一般のでは、一般のできる力が、一般のできる力が、一般のできる力が、一般のできる力が、一般のできる人材の確保を 対して、一般のできる人材の確保を 対した。とのできる人材の確保を 図るる。	意欲的で国民の期待に応えることであると護士の確保に向けた取組状況	1 弁護士の確保等 (1) 常勤弁護士の確保 ① 「スタップ弁護士採用案内」等の作成・配布。 ② 常勤弁護士採用競明会の実施。 ③ 日本弁護士連合会の会員専用サイト、メールマガジン等の活用。 ④ 司法研修所の選択型実務修習、法科大学院のエクスターンシップの受入れ。 ⑤ 日本弁護士連合会の協力を得た総合的評価の実施。 ○ 常勤弁護士連合会の協力を得た総合的評価の実施。 ○ 常勤弁護士連合会の協力を得た総合的評価の実施。 ○ 常勤弁護士連合会の協力を得た総合的評価の実施。 ○ 常勤弁護士連合会の協力を得た総合的評価の実施。 ○ 常勤弁護士連合会の協力を得た総合的評価の実施。 ○ 常勤弁護士連合会の協力を得た総合的評価の実施。 ○ 常勤弁護士集の推移 (単位:人) ② 常勤弁護士教の推移 (単位:人) ② 常勤弁護士教の推移 (単位:人) ② 常勤弁護士教の推移 (単位:人) ② 常知・経験・では、第一年成24年度 (主) (主)	B+	B+	B+ 4	A	A 関係機関等の協力を得て、就職説明会の開催や選択型実務 修習への参加等を行うとともに、採用案内の改訂やホームの応募 を広く促した。また、日本弁護士連合会の協力を得て、常勤 弁護士として必要な能力等を総合的に評価し、国民の期待に 応えるために必要なた人材の確保に努めた。 これらの取組によって、毎年度一定の常勤弁護士を確保す ることができ、常勤弁護士数は年々増加した。

中期計画の各項目	評価の指標						自己評価理由
	11 Im 22 10 lbk	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)			結果 24 2	- 評	価 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
・TT	t	4 常勤弁護士の待遇 任期付採用とし、報酬は実務経験年数において同等の裁判 官・検事の給与を参考として運用 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 24頁参照		20	24 2		中期目標及び中期計画に定められているとおり、常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験 年数において同等の裁判官・検事の給与を参考とした。
(2)職員の質の向上等							
・行 する観点から、能力主義に基*	ブ 図るための,採	(1) 採用について ①以下の職員採用試験を実施し、幅広く人材を確保している。 ・一般公募試験。 ・法科大学院修了者対象試験(司法試験受験資格喪失者)。 ・常勤職員への登用試験(有期契約職員を対象)。 ②各採用試験では、多肢択一式問題や論女問題、適性検査のほか面接を複数回実施し、適性等を厳定に判断。局部長、課長、課長補佐及び係長を面接負とし、多角的に検討。 ・常勤職員への登用に際しては、上記②と同様の試験に加え、管理者の評価も採用時の資料とするなど、評価材料を充実。 (2) 人事配置について ・人事異動計画の策定に当たっては、勤務評定のほか、管理者の意見や職員本人の希望等を考慮の上、各地方事務所の件数等を勘案。 ・組織の活性化を図るため、広範な人事異動計画を実施しているほか、昇格試験を毎年実施し、以下のとおり昇格を決定。	A	A	A	A	A 能力主義に基づく的確な職員の採用及び人員配置を行うため、採用試験及び昇格試験を幅広い視点から厳正に実施した。
○人材 図るため、国、独立行政法人○計す 民間企業等を含む広範な関係		(研修実績)					職員のスキルアップ及び組織の充実強化を図るため、国や 独立行政法人との人事交流を実施した。
		次 未协大根拟口音(为 2 树 T 树 D 保 树 间) 20 只 多 点					
を 安定的に提供するため、職員とす 実務能力や専門性を向用等に力を向用等に力を等を、費用等のは一次の事間のはでいる計画的にが、対果的な研修と、サインをは、効果的な研修のでは、対果的な研修のでは、大きないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	る 職員に対する効率 6的で効果的な研修 の実施状況	(1) 実務研修 ① 新人常勤弁護士に対する研修(通年実施)。 ② 裁判員裁判に対応するための事例研修。 ③ 精神科医の議義や機擬法律相談等を行う研修。 ④ 関係機関との連携強化のための実地研修(実務トレーニー・実務トレーナー研修)の試行。 ⑤ ブロック別研修の実施(7ブロック)。 (2) 外部派遣研修 ① 伊豆市役所 ② 社会福祉法人南高愛隣会(長崎県) ④ 社会福祉法人グロー(滋賀県) ④ 法務省 等 (3) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室の活用 ① 裁判員裁判に関する個別指導・助言等。 ② 民事・家事・刑事事件等に関する個別指導・助言等。 ② 民事・家事・刑事事件等に関する個別指導・助言等。 ② 最全の添削。 ④ 集合研修における講義。 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 27頁参照	A	A	A	A	A 常勤弁護士に対して、裁判員裁判に適切に対応するための 研修や福祉分野における活動を強化するための研修等、本部 主催の多種多様な研修を実施するとともに、ブロック単位で の研修や常勤弁護士の外部派遣研修も充実させた。また、裁 判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を設置・ 活用して、研修内容を随時見直すとともに、日常的に常勤弁 護士の、森方技を行った。 これらの取組によって、常勤弁護士の質の向上を図った。
ほり与 多る様 半角角にてよ及。この異郊	につい 「	につい 常勤弁としては任期付 探務経験 年の (2)職員の質の向上等	(こついて同等の裁判	(こつ)	(こつ) ・	(2つ) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	### (1-20)

	_ #n D #s					業年		自己	4.7-T.IT.III.4
	中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)	—	平価糸 23	24 25	評価	自己評価理由
14	③内部統制・ガバナンスの強化等 ア 国連で 会社を対している。 というでは、	(3) 内部・ガバナン (3) 内部・ガバナン (3) 内部・ガバナン (3) 内部・ガバナン (3) 内部・ガバナン (4) では、 5 では、 6) では、 7)	コンプライア 対象 体 が は に 向けた 取 組 状 次	***	В			A	内部統制・ガバナンスの強化及び監査体制の整備・強化等を実施しており、各監査と関連のは、監査を実施と関連的に、というないでは、監査室職員の増強により、監査を設しており、各監連的た。というないでは、監査室職員を充て、業事業所を相加させ、平成24年度において監査室職員を充て、業事業所を相加させ、平成24年度を制を整備した。また、大学事業所を指摘されて対策を支援した、当然で、対しては本語において、変定した、自然で、対しては本語において、変定した。また、対力で、対しては本語において、変定した。また、対力で、基準に基づき、支援企りのの保、毎年度情報とキュリザー報とある。というないでは、対しては、対している。とのでは、中では、対している。とのでは、中では、対している。をは、は、いるとのでは、対している。とのでは、対している。をは、対している。をは、対している。をは、対している。をは、対している。をは、対している。をは、対している。をは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して

中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)	Ē	事業年	結果	自己評価	
ウ 業務に関する不祥事の発生を防止するために支援センターがとり得る対策を検討し、実施する。	③ 不成20年10年20日 日に発音を発生した。	業務に関する不祥 事の発生防止に向 けた取組状況	ウ 1 過誤事案に対する対処 被疑者国選弁護事件における接見回数の申告に過大請求が発見された弁護士への対処。 (1) 破産手機中や所在不明などの3名を除いて全額を回収 (157名(4,379,370円)のうち154名(4,252,511円)から回収)。 (2) 故意に過大請求をしたと認定できた契約弁護士4名に対して契約解除措置 (3)3件以上の過大請求が判明した契約弁護士15名(既に契約を解除していた1名を除く。)について、国選弁護人候補としての指名停止措置。 (4)過大請求が認められた全ての弁護士につき、日本弁護士連合会を通じて所属弁護士会による指導監督の要請。 ※業務実績報告書(第2期中期目標期間)30頁参照 2 契約弁護士に対する規則等の周知 (1)平成21年に導入した接見資料の制度の浸透。 (2)接見資料を提出できない場合に提出される事実証明書のサンプル調査の結果におけて不一数事例なし。 (3)各地方事務所において、一般契約弁護士になろうとする弁護士に対し、「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」を配布するとともにホームベージで紹介。ともにホームベージで紹介。ともにホームベージで紹介。ともにホームベージで紹介。ともにから平成24年度まで 毎年2日間)各地方事務所・支部の報酬算定担当職員を対象とする研修(平成22年度から平成24年度まで 毎年2日間) 各地方事務所・支部の報酬算定担当職員を対象とする研修(平成22年度から平成24年度まで 毎年2日間) 各地方事務所・支部の報酬算定決裁者である各地方事務所・支部の事務局長等を対象とする研修(平成25年度 2日間) 5 報酬計算業務の本部への集約本部に国選弁護等報酬算定業務室を設置し、地方事務所のの類担軽減のため、以下の取組を実施した。 地方事務所の負担軽減のため、以下の取組を実施した。 2 契約弁護士の算定結果の理解に資するよう通知書書式変更のための業務システムの改修。 3 各報告書書式の改訂・記入例の整備に向けた準備。 ※業務実績報告書(第2期中期目標期間)31頁参照			24 25 B+ B		過誤事案に対する対処を適切に行った。過誤事案の防止に向けて導入した接見資料提出制度は十分に定着し、根付いたといえるし、公判時間連絡メモによる国連弁護人等の申告内容の確認も確実に行われている。また、報則等の周知・地方事務所・支部の算定決裁に、対する規則等の周知・地方の開知・旅底を図るととも元とで、本部の計算を専門的に行うことを目的とともした国理・の認識の共通化を徹底し、過誤事案の発生防止策を講じた。 殊に国選弁書等、同室設置後の不祥事の必能、がガバナンス上果たす役割は大きく、の「板木地方事務所、支部、発生防止に置前の事業ではあるものの、板木地方事務所において継続的な約ま、違反の旅費計算事素の存在が判明したことから自己評価はBとした。
(3)外部機関等との関係	3 外部機関等との関係							
①地方協議会の開催等	(1)地方協議会の開催等							
7 全国の地方事務所(地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。)単位で地方協議会を開催し、支援センタの無務を関係といる。 利用者及取以し、大阪地の間がの前ろとともに、利用者及取以し、来務運営上の参考とするように努める。	① 全国の地方事務所に、、る開大す事務所に、、る明美情を離り、 開格名 地方事務主題等を実施と、参加者宜に関土を地方時期を表現、等の場合を開発を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	地方が最終一年を対しています。 地方のは、 を参域の表で、 を参	○ 全国の地方事務所において、地域別に開催したり、多重債務問題、労働問題、家庭問題、法教育などのテーマごとに開催するなどして支援センターの多様な業務に関する具体的情報を周知。 ○ 参加者と協議するなどして地方協議会を通じて関係機関等との一層の連携の確保・強化。 ○ 地方協議会で出された意見や要望を踏まえ、その開催方法等を工夫。・情報提供業務における出前諸摩の実施。 ・民事法律扶助業務における出前諸摩の実施。 地方協議会の開催回数は以下のとおりである。 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 33頁参照 ○地方協議会開催回数(全国合計) 「単成22年度 単成21年度 平成21年度 平成25年度 8個 20回 10日 95回	Α	A	AAA	A	各地方事務所が適宜工夫をして地方協議会を開催し、関係 機関等から多様な意見を徴しながら当該地域の実情に応じた 業務運営を行っており、その取組状況について本部開催会議 等において意見交換等を行い、先進事例等を全国地方事務所 に周知した。

	中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)		評価	年度 i結果 24 2	自己評価	
17	て、大援子と、 で、大阪・ 、大阪・ で、大阪・ で、大阪・ で、大阪・ で、大阪・ で、大阪・ で、大阪・ で、大阪・ で、大阪・ で、大阪・ で、大阪・ で、大阪・ で、大阪・ で、大阪・ で、大阪・ で、大阪・ で、大阪・ で、大阪・ で、大阪、 、大阪、 で、大阪、 、、大阪、 で、大阪、 で、大阪、 で、大阪、 で、大阪、 で、大阪、 で、大阪、 で、大阪、 で、大阪、 で、大阪、 、、大の、 で、大の、 で、大の、 で、大の、 、、大の、 で、大の、 で、大の、 で、大の、 で、、 で、大の、 で、大の、 で、大の、 で、大の、 で、大の、 で、大の、 で、大の、 で、大の、 で、大の、 で、大の、 で、大の、 で、大の、 で、大の、 で、大の、 で、大の、 で、大の、 で、大の、 で、大の、 で、大の、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	② 本部又は地方事務所において、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための開ための言見を聴いて参考とする場合には、支援センターの業務運営の公正・東西では、利用者の立場に立った業務逐党の公正・東新遂行及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選を行う。	地方協議会等の出 席者の人選につい ての配慮状況	各地方事務所において、議題や開催方法などに応じて、参加してもらう関係機関・団体を検討した上で出席を依頼。利用者その他関係者の意見が適切に反映されるよう工夫。 〈テーマの例〉 ・「震災法律援助」 ・「原発損害賠償に関する取組」 ・「法テラス被災地出張所」 ・「高齢者・障がい者への法的支援」 地元自治体、弁護士会、司法書士会のほか、原子力損害賠償支援機構、地域包括支援センター及び社会福祉協議会等に出席を依頼。人選は利用者の立場に立った業務遂行及び関係機関等との連携協力関係確保の観点から実施。 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 33頁参照			A A		地方事務所の実情に即した関係機関等に参加依頼を行って 地方協議会を開催した結果、利用者その他の関係者から利用 者の立場に立った業務遂行に関する実践的な意見を得ること ができ、かつ、関係機関等との連携協力関係を新たに構築又 は引き続き確保した。
18	②関係機関との連携強化 ア 弁護士のみならず司法書士	(2)関係機関との連携強化 ① 窓口設置機関・団体数につい	明 伝 採 明 炊 し か さ	1 本部における連携に関する取組状況			A A		各地方事務所において、被害者支援連絡協議会やDV連絡 18
18	一	□ (図 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1	関係機関等との理解を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	1 年前における連携に関する取組状況 法務省と連携した開管房 (平成25年度には法務省) が主催する総合法律 支援関係省庁連絡会議への参加。 2 地方事務所における連携に関する取組状況 全国の各地方事務所・支部において、地方協議会や相互研修会、打合せ会等を開催。 ○関係機関をの打合せ件数 平成24年度 平成25年度 3333回 694回 2.059回 2.387回 3 その他関係機関・団体との連携に関する取組状況 東日本大震災被災者支援のため、日本弁護士連合会や各関係単位弁護士会、日本司法書士会連合会と連携した電話相談の実施。 国民生活センター、消費者庁、関係自治体と連携した各種専門家の相談の実施。 個人版私的整理ガイドラインと連携した問合せ電話の転送やFAQの整備。	A	A	A	A	各地方事務所において、被害者支援連絡協議会やDV連絡協議会に加え、被害者支援連絡協議会に設置されている分科会へ積極的に参加するなどし、関係機関との相互理解や連携強化に取り組んだ。 犯罪被害者週間に際して、本部では内閣府と連携し、「犯罪被害者週間」中央大会でパネル展示を実施するなど、関係機関等との連携の強化に取り組んだ。地方事務所では関係機関との連携の強化に取り組んだ。地方事務所では関係機関したほか、街頭で啓発、広報活動を行った。
19	イ 犯罪被害者の支援に資すしる サービス提供機関は必ずしのに 限られないことに留のない。 取られないにといるなど、 事被害者に対してのななだの。 事後事者に対してのなかが、 がってが、 がってが、 がってが、 がってが、 がっている。 が、 で、 の連携をいるが、 が、 で、 の連携をいるが、 の連携の が、 の連携の が、 の連携の が、 を図る。 の連携の が、 後間の が、 を図る。 の連携の が、 後間の を図る。 の連携の が、 後間の を図る。 の連携の を図る。 の連携が、 を図る。 の連携が、 を図る。 の連携が、 を図る。 の連携が、 を図る。 の連携が、 を図る。 の連携が、 を図る。 の連携が、 を図る。 の連携が、 を図る。 の連携が、 を図る。 の連携が、 を図る。 の連携が、 を図る。 の連携が、 を図る。 の連携が、 を図る。 の連携が、 を図る。 の連携が、 を図る。 の連携が、 を図る。 の連携が、 を図る。 の連携が、 を図る。 の連携が、 を図る。 のをのを図る。 のをのを図る。 のをのを図る。 のをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのを	② 犯罪被害者に対する充実した サービスの提供のため、被害者 支援連絡協議会を、犯罪被害者 に対して的必の情報交換の場合 提供するための情報交換がの場と して積極的に活用が高さして、 同協議会に関係機関・団体を との連携の維持・強化を図る。	犯罪被害者支援関 係機関等との連携 維持・組状況 た取組状況	4 被害者支援連絡協議会への参加 全ての地方事務所において被害者支援連絡協議会に参画。 被害者のための各種支援制度について、実績、利用方法及び運用状況を 説明、周知を図り、情報交換を実施し、各関係機関等連携を維持・強化。 <u>************************************</u>	A	A	A A	A	国土交通省等での講演、内閣府男女共同参画局と連携した 相談事業の実施、日本弁護士連合会等が主催する犯罪被害者 支援全国経験交流会に参加するなど、新たな連携の構築、強 化に取り組んだ。

	中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)	評	業年度 価結果 23 24		1己	自己評価理由	
3 業	務運営の効率化に関する事項	Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			22 2	24	20			
	(1)総括	1 総括								
	支援センターは、主に国費によ りその業務を運営する法人である ことから、可能な限りの効率化を 反映させた業務運営体制の整備を 進め、以下に掲げる目標を達成する はか、業務運営全般につき、適時 適切な点検・見直しにより、効率 的かつ円滑な業務運営を図る。									
20	①一般管理費	(1)一般管理費等								
	ア 役職員の報酬, 給与について、引き続き、国家公務員の報告を踏まえ、国家している。 会与構造改革の報告を踏まえた適切な給与体系の維持、柔 軟な雇用形態の活用等による 合理化、効率化を行う。	① 人件費にかいては、業務内容 に応じた柔軟な雇用終の活用 及び「国家公務員の給与構造改 革」の趣旨を踏まえた適切な給 与体系の維持により、経費の合 理化・効率化を図る。	一般管理費等の合理化・効率化に向けた取組状況	1 人件費 ・柔軟な雇用形態を活用して常勤職員及びパートタイム・フルタイムの非常動職員を配置したほか、以下のとおり人件費について適正な水準を維持。 ・給与体系も、国に準じた給与規程を維持。 ・国家公務員の法改正に合わせて、退職手当の規程を改正。 ラスパイレス指数の推移は以下のとおり。 - ラスパイレス指数の推移は以下のとおり。 - ウスパイルス指数の推移は以下のとおり。 - ウスパイルス指数の推移は以下のとおり。 - ウスパイルス指数の推移は以下のとおり。 - ウスパイルス指数の推移は以下のとおり。 - ウスパイルス指数の推移は以下のとおり。 - ウスパイルス指数	A	A A	A	画まの	業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用による人事異動計 を策定し、適正に実施した。 た、国家公務員給与法の改正を踏まえ、当センターの規程 改正を行うなど、人件費について適正な水準を維持するよ 努めた。	20
		② 業務運営の効率化により、運営費交付金を充当して行うう事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。 ア 平成22年度は、一般管理費(人件費を除く。) 減する。 イ 平成23年度以降は、一般管理費(人件費及び火工の単減と事業費を除く。) を、前年度りをいり、事業替金債と、事法律扶助事業経費(除く。) を、毎年度、前年度比1パーセント削減する。		2 人件費以外の一般管理費及び事業費 中期目標期間を通じて業務運営の効率化に努めた。 →運営費交付金を充当して行う事業について、一般管理費(平成22年度においては人件費を除き、その他の年度においては人件費及び公租公課を除く。)及び事業費(民事法律扶助事業経費(立替権を上回る削減を達成。 < 経費削減の主な内容> ①一般管理費 ・広報活動の在り方や研修の実施方法の見直し・物品の一括調達等 ・コールセンターの自主運営・情報システムに係る契約の見直し ・般管理費 ・ 年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 自標値 ▲1% ▲3% ★3% ★3% ★3% ★3% ★3% ★3% ★3% ★3% ★3% ★				画性効	各種契約手続においては、原則として一般競争入札及び企 競争等の競争的手法によるなど、競争性、透明性及び公正 の確保に努めた。これらの取組の結果、削減目標を上回る 率化を達成するなど、全体として経費の合理化・効率化に けた取組状況は良好である。	

	中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)		事業4 評価網		自己評価	自己評価理由
	イ 人件費以外の一般管理費に ついて、無駄を排除するとと もに、一般競争入札等の競争 的手法の利用の徹底により契 約手後の適正を維持し、全体 として効率化に努める。	③ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則とり等の。また、人人及び企正とする。また、いいても多り、最初のといるの。また、いいても少り、現積が、のでは、は、ないでは、では、大きのは、大きのでは、大きの、は、ないでは、大きの、は、ないでは、大きの、は、ないでは、大きの、は、ないでは、大きの、は、ないでは、大きの、は、ないでは、大きの、は、ないでは、ないでは、大きの、は、ないでは、大きの、は、ないでは、大きの、は、ないでは、大きの、は、ないでは、大きの、は、ないでは、大きの、は、ないでは、大きの、は、ないでは、大きの、は、ないでは、大きの、は、ないでは、大きの、は、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、は、ないでは、ないでは、ないでは、		各種契約手続 ・ 物品等の調達において、各調達ごとに、その内容、必要性、緊急性 及び数量等を十分精査。 ・ 契約手続について、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則 として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法を活用。 ・ 一者応札となった契約を精査し、入札参加者を増やすため、入札参加が予想される業者に対して積極的し入札情報のPR。 ・ 入札に関する情報として、公告文に加え、入札説明書等をホームページに掲示。 ・ 少額随意契約による場合には、複数の業者から見積書を徴するなどして、より安価な金額で契約。 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 37頁参照 ○契約件数 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 37頁参照 ○契約件数 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 37頁参照 ○契約件数 ※ 東 安 投 投	22	23	24 25	атим	
21	②組織の見直し	(2)組織の見直し		うちをお所・宿舎見京章 121件 94件 87件 84件 総約					
	受組献の見し、	① 職員数について、総合法律支 ・ 一 職員数について、総合法律支 接のをびい体制、業高。について、 ・ でをいます。。。。。 ・ でをいるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい	業務量に応じた職 員の採用・配置に 向けた取組状況	1 職員数及び職員の配置 ・サービスの質を維持しながら、事件数等に応じた適切な配置と採用 (業務量実態)を考慮した職員の再配置を進めている。 ・真に必要な職員数の検証のためには、合理的な事務処理方法の確立が 不可欠であるところ、事務処理の合理化等に資するものとして人事異動 を適正に実施。 ・実務トレーニー制度(他所において一定期間就業し、所属する地方事 務所の業務処理を改善させる研修制度。)を実施。	В	В	B B	1 f	広範な人事異動等の実施により、事務処理の合理化・標準 化のための環境整備に努めるとともに、事件数等の業務量実態を考慮して真に必要となる職員数の配置の実現に向けて引き続き努めたい。
22	イ 常東施大・	② 常かでは、		2 常勤弁護士の配置 民事法律扶助事件や国選弁護事件の受任体制、事件数、弁護士数等を 踏まえて適正な採用・配置に向けて検討。	В	В	ВВ	1	常勤弁護士の配置の検討に当たり、民事法律扶助事件及び 国選弁護事件等の受任の確実性を踏まえ、各地方事務所の事 件数、弁護士数及び常勤弁護士への配点状況等に関する最新 の情報を収集した上で、日本弁護士連台会との協議も重ねる などして、配置の必要性について検討した。
23	ウ 支部、出張所については、 業務量、対応する地方事務所 の体制、支部・出張所を維持 するための費用と維持による 効果等の点を総合的に考慮し て、廃止を含め、必要な見直 しを行う。	③ 支部・出張所については、より効果的・労衆率的・労衆を治律支援する 資するよう、総合と消律支援する大学である。 実のための情と、接触である。 サービスの質の向、大学を関係量、サービの配慮しつの、体制、費用、 が応する一部のでは、は、対別、大学を総合のに考慮して、 が効果を総合的に考慮してを行う。	業務運営に向けた 支部・出張所の必 要に応じた見直し	3 支部及び出張所 東日本大震災の被害が甚大であった官城県、岩手県及び福島県について は、被災地出張所を設置し被災者の法的支援の充実化を図った。 (平成23年度) 宮城県内3か所(南三陸、山元、東松島) 岩手県1か所(大槌町) (平成24年度) 福島県内2か所(大槌町) 岩手県内に1か所(気仙) 〇 支部・出張所の見直し (平成22年度) 東京地方事務所管内渋谷出張所:廃止 (平成24年度) 法テラス三河法律事務所:移転(賃借料を低減) 新宿出張所:本所(東京地方事務所)との統合に向けて移転 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 39頁参照	A	B+	AA	1	東日本大震災の被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県に設置した被災地出張所を7か所置し、被災者の法的支援の充実化を図り、各出張所の設置期限を延長して法的支援を引き続き実施する態勢を整備した。 支部や出張所についても業務量などを総合的に考慮して廃止や本所との統合等必要な見直しを行った。

	中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)		事業 評価	年度 結果	自己	自己評価理由
	1 77 - 176		11 IN 15 11 IN				24 25	評価	, 1000 - da piet
(2	2) 情報提供・犯罪被害者支援	2 情報提供・犯罪被害者支援							
24	①コールセンターの利用促進 情報提供業務について,効率的	(1) コールセンターの利用促進 コールセンターにおける電話と	コールヤンターの	1 コールセンターの利用促進			B+ A	Α	各種の広報によりコールセンターの活用を図った結果、
	で効果的な業務運営を行うため、 コールセンターと地方事務所の役割を明確化した上で、コールセン ターで対応可能なものについて	メース・ステース・ステース・ステース・ステース・ステース・ステース・ステース・ス		広報や関係機関を通じ、コールセンターの利用促進を図った結果、コールセンターの間い合わせ件数は各事業年度を通じて30万件台を維持。 30,124年 平成23年度 平成23年度 平成23年度 平成23年度 平成23年度 平成23年度 平成23年度 313,488年 321,739年 313,488年 19,578年 310,428年 10,428年 20,428年 32,280年 60,59					コールセンターの間合せ件数が減少を続けるも、コールセンターの間合せ件数は各事業年度を通じて30万件台を維持するとともに、内線転送の活用を図ることにより、コールセンターと地方事務所の間合せ件数の割合は平成25年度まで6割を維持し、情報提供業務全体として業務の合理化を図ることができた。
	②コールセンターの設置場所等	(2) コールセンターの設置場所等							
25	コールセンター業務の委託契約を次に更新するに当たっては、経済性やサービスの質の確保に留息しつつ、効率的な環務運営の観点から、その設置場所を地方に移すことも含めて、必要な検討を行う。	コールセンターの運用に当たって変 は、受電件数の増減や社会情勢の変 化、支援とシターの変務効率化のた めの出の構築に対応努めるとともに、 コールセンターの委託契約更新時に おいて、コールセンターの人材の場所の構築に努めるとを であるとともに、 コールセンターの人材の場所で において、コールセンターの人どの場所で 保や確等のた努めつつ、設置場所を確 質の確保であめつつ、設置場所を 方移転等による経済性・効率性の 点からの検討を行い、コールセン ター運営に要する経費削減に努め	業務運営経費削減 に向けた取組状況	2 コールセンターの設置場所等 コールセンターを東京都から宮城県に移転し自主運営化。 運営監費の削減を図りつつ、震災フリーダイヤルの実施や民事法律扶助 業務の法律相談を希望する利用者に対する資力確認等、新たな施策に対し 柔軟に対応。 オペレーター継続雇用に伴う継続研修の実施とノウハウの蓄積が可能な 態勢の整備。 入電状況に応じ、オペレーターを効率的に配置し、応答率90%以上を確 保。 民事法律扶助業務の資力要件の確認サービスの拡大により、業務の効率 化と併せ利便性を向上。 (平成24年度 5事務所、平成25年度 15事務所) ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 41頁参照	A	A	A A	Α	コールセンターの設置場所等については、宮城県における自主運営としたことで、効率的な運送と、契約変更手続を経ることなく実施された震災フリーダイヤルの設置をするなど柔軟な対応を採ることが可能となり、利用者に対する利便性の一層の向上を図ることができた。
(3) 民事法律扶助・国選弁護人等確保	3 民事法律扶助・国選弁護人等確保		次 未扬夫模拟百音(第2册中册目標册间) 41貝参照					
(,									
	①民事法律扶助業務の事務手続の効 率化	(1)民事法律扶助業務の事務手続の 効率化							
26	審査の適正を確保しつつ,書面 審査を活用するなどの方法によ り,事務手続の効率化を図る。	審査の適正を確保しつつ、援助審 審査の適正を確保しつつ、援助審 の審査にたるです。 の審査に代え、事家に応じて単連な を活活用する、援助開始決援時 において書面審査を活用するを活成といる。 において書面審査書類を合理化するなど)などにより、事務手続の効率 化を図る。		1 書面審査の活用 平成22年度から平成25年度までを通じて全ての地方事務所で援助開始 決定時における書面審査を実施。 2 審査方法の合理化 (1) 単独審査の推進 簡易案件について、最終年度である平成25年度には、かえって事務 負担となる小規模地方事務所等を除き、40の地方事務所において、審査委員1名による単独審査を実施。 #維審素実施地方事務所数・素値回数(全国合計) 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 10事務所 34事務所 40事務所 10事務所 34事務所 40事務所 20事前準備を行わせることで審査の効率化を図る等の目的で平成20年度から導入した「専門審査委員制度」について、第2期中期目標期間 においてもこれを推進。平成22年度の18地方事務所での導入から平成 25年度33地方の事務所での導入に増え、定着しつつある。	В	В	B A	A	第2期中期目標期間を通じ全ての地方事務所で書面審査を行ったほか、単独審査・専門審査委員制度も当期の全体傾向としては活用の拡大ないし定着が進み、審査の適正を確保しつつ、その効率化を大幅に進めた。加えて、プロジェクトチームを設置して審査に必要な書類の統一化・合理化等について集中的に検討を進めており、更なる審査事務の効率化に向け、着実に取組を進めている。

中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)			年度 結果		自己評価	自己評価理由
②国選弁護関連業務の効率化	(2) 国選弁護関連業務の効率化		(3) 援助申込者からの提出書類の合理化等 平成25年度には審査に必要な書類の統一化・合理化案を取りまとめ、 地方事務所に対し意見照会を実施。 随時ワーキングチームやプロジェクトチームを設置して集中的な検 討を行い、成案が得られたものについては規程・要領等の制定・改正を実施。議論状況等についても随時地方事務所と情報共有するなど、審査の適正を確保しつつ、審査方法の合理化を図る取組を推進。 東日本大震災の被災者に対する援助については、被災の実情等を踏まえ、審査要領等を定め、その後の援助実績に応じて見直し等を行い、審査の効率化に努めた。 職員研修等の機会を通じて、審査事務手続に関する調査及び協議を行い、審査方法の合理化について情報共有や改善意欲を向上。 専門審査委員制度実施地方事務所数(全国合計) 平成22年度 平成23年度 平成23年度 平成25年度 13事務所 31事務所 33事務所 33事務所 33事務所 33事務所	22	23	24	25		
27 業務運営の効率化の観点から、 国選弁護人等の報酬算定に対する 不服申立てへの対応について、確に した上で、事務を適切に分担し、 事務手続の簡素化、合理化を図 る。また、複数事件の包括的なな 託の活用により、業務運営の効率 化を図る。	① 国選升護機関無果報酬・費用の算定に保証を設定を表示服用では、一個工作ので、現在は、ところ、企業のでは、地方事務所保証ので、可以では、地方事務のなど、でのできるようにで、適切で素務を分担し、事務のので、で、で、適切で素を分担し、事務のので、表別では、地方事務のので、表別では、地方事務のので、表別で、表別ので、表別ので、表別ので、表別ので、表別ので、表別ので、表別	事務手続の簡素・合理化及び複変事件の担任を必要を発展である。 の活用等によるである。 務運営の効率化に 向けた取組状況	1 不服申立ての事務手続の変更 平成22年に導入した報酬算定に対して判断が容易であること等の条件を満たすものについて地方事務所限りで不服申立てに対する判断を可能とする制度が定着。 地方事務所で処理された不服申立件数及び割合は以下のとおり。 ・平成23年度 全391件中36件(約20.3%)・平成23年度 全356件中62件(約17.7%)・平成25年度 全356件中62件(約17.7%)・平成25年度 全326件中77件(約23.6%) 2 一括契約弁護士数の増加 支援センターとの間で一括国選弁護人契約を締結している弁護士数は以下のとおり増加。 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 6,413名 7,300名 7,992名 8,748名 3 関係機関との協議 必要に応じ、各地方事務所において、裁判所、弁護士会等との協議を実施。 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 44頁参照	A	A	A	A	A	報酬算定に対する不服申立てについて、判断が容易であること等の条件を満たすものについて地方事務所限りでの処理を可能とする制度が定着し、平成25年度は約23.6%が地方事務所限りでの処理されている。 一括契約を締結している弁護士数は着実に増加している。なお、一括契約に基づき報酬算定がされた事件の件数は低い水準で推移しているが、これは以下のような外部的要因によるところが大きいと考えられる。すなわち、一括契約によっとといる考しないで報助及び費用が見がさされるためには、前提をして、ある地方事務所において合いしては、前提をして、ある地方事務所において向ことが必要になされるためには、前提をして、ある地方事務において向ことが必要になるところ、下記のとおり、即決被告事件の数自体が減少し、一括契約の対象となり得る事件総数が減少した。 平成22年度 平成23年度 平成24年度即決被告事件数 2,654件 1,731件 1,316件うち被疑者段階から弁護人が選任されて 1,418件 1,143件 969件いる事件数 1,236件 588件 347件 一括契約対象事件数 1,236件 588件 347件 一括契約に基づき報酬算定された事件数 34件 2件 2件
(4)司法過疎対策 28 ①司法過疎対策地域事務所の設置要素の明確化 司法過疎対策地域事務所の設置、素の明確化 司法過疎対策地域事務所の設置、廃止の要否について、事後の厳格な検証の実施に資するよう、司法過疎対策地域事務所を設置等において具体的に明らかにする。 ②司法過疎対策地域事務所設置等に関する検討及び日本司法支援センター評価委員会による評価	4 司法過疎対策 司司法過疎地域事務所の設置に当 たっては、当該沖護士数、主等所の設置に当 大の大しは、当該沖護士士 人当大の人口、地域の多るの要素 技術の大力では、採算単位な本 が発生が変あるの要素運 及び支援センターの業務所とも踏也、 に表述として、設置のは、 に変置するとした、設置のは、 として、 として、 として、 として、 として、 として、 として、 として	たり考慮する要素 の的確な把握及で これを踏まえた地 域事務所の設置, 廃止に関する検討 状況	司法過疎対策 地方裁判所支部管轄単位で、実働弁護士数、移動時間、人口、事件数、 弁護士会等による支援体制等を考慮して、司法過疎地域事務所を設置。 地域事務所の存続の必要性についても、同様の情報を基に検討。 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 45頁参照	В	В	В	В	В	毎年度、司法過嫌地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させることにより、民事法律扶助事件、国選弁護事件のほか、有償で一般事件を幅広く取り扱うなど、地域住民の法的ニーズに応えた。また、設置した司法過減地率務所について、当該地域の最新の事件数、実働弁護士数、契約弁護士数等の情報を収集し、各地域事務所の存続の必要性を検討した。

	中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)	i	評価	年度 結果	自己評価	自己評価理由
	地域の実働弁護士の数、地域の ニーズ、月 基金会に設置社会会に設置社会 大きないまなり、 地域の る状況その他の表現をできる。 を選集を対して明らかにした。 お慮するる確に把握するをでした。 り、可法過いで明らかにした。 り、可法過いで明らかにした。 り、可法過いで明らかにした。 り、一部では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、				22	23	24 25		
	供するサービスその他の業務の質 上に関する事項	Ⅲ 提供するサービスその他の業務 の質の向上に関する目標を達成する ためとるべき措置							
(1)	総括	100000000000000000000000000000000000000							
	支援センターの業務が国民の権 利・利益に直接関わる極めて公共 性・公益性が高いものであること にかんがみ、業務の質の向上を図 る。その際、利用者の視点で、各 地域における実情を考慮しつつ、 職員の創意工夫をも活用し、効率 的な方法で、利用者の満足度の向 上を図ることを目指す。								
29	(2)情報提供	1 情報提供							
	①利用者のニーズの把握と業 務への反映等	(1)利用者のニーズの把握と業務へ の反映等							
	ア 業務の質を客観的に評価 し、業務内容の改善向上に役 立てる。	① 客観的評価の実施 情報提供窓口業務について第 三者による客観的評価を行い、 その評価結果をフィードバック するなどして、より質の高い窓 口対応・サービスを目指す。	第三者による客観 的評価の実施,分 材所びび状況	1 客観的評価の実施 コールセンターと全地方事務所(平成22年度は20地方事務所)を対象に、 ミステリーコール(電話対応状況覆面調査)による第三者からの客観的評価を実施。 平成22年度及び23年度は応対を中心とした調査、24年度以降は応対に加 法制度及び関係機関紹介を含めた調査。 コールセンターオペレーターと地方事務所の窓口対応専門職員に対し、 調査結果を踏まえた研修とフィードバックにより業務改善に役立てた。 コールセンターについて平成25年度に運営体制調査を実施。応答率の維 持、平均通話時間、スーパーバイザーのオペレーター支援等に対する高い 評価を得た。	В	В+	B+ A	A	第三者からの客観的評価をフィードバックした研修等の 様々な取組を実施した結果、情報提供業務の質を向上させる ことができ、情報提供業務における利用者の満足度向上につ なげた。
30	イ 利用者のニーズを踏まえ、 利用者に最適で質の高い情報 を提供するとともに、利用者 の関係機関への橋渡しを行 う。		利用者の関係機関 等へのスムーズな 橋渡しに向けた取 組状況	2 関係機関情報の充実 全国の地方事務所において地方協議会を地域別・テーマ別に開催し、支援センター業務の周知と関係機関等との連携を強化。 全国で24,500件余りの関係機関情報を登録し、不断の追加修正。 東日本大震災に関する相談窓口の情報収集と随時更新。 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 48頁参照	A	A	A A	A	全国の地方事務所において様々な連携に関する取組を行った結果、関係機関等との連携関係が構築され、全国で24,500 余りの関係機関情報の登録を随時更新しつつ維持した。この結果、利用者が求める関係機関情報をより適切に提供することが可能となった

	中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)	1	事業4評価額		自己評価	
31	ウ 利用者の意見を適切に業務 に反映させる仕組みを構築し て業務の質の向上を図るとも もに、オペレーターの質の向 上に努める。	③ アレー 対象 では、 できない できない できない できない できない できない できない できない	アンケケート調査の実施の上等を一の質の向上等度に向けた取組状況	3 アンケート調査の実施及びオペレーター等の質の向上等ホームページアンケートを除き、いずれも5段階評価で4以上の評価。コールセンターアンケートの有効回答率引き上げによる評価の信頼性の向上。 ①ホームページアンケート ①ホームページアンケート ②コールセンターアンケート ②コールセンターアンケート 平成23年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度			AAA		アンケート調査の結果は、ホームページにおけるアンケートを除き、いずれも5段階評価で4以上を維持しており、おおむね利用者の満足が得られている。アンケート調査や第三者による評価結果を踏まえた研修を実施することより、情報提供業務の質の向上を図ったことが、高評価につながった。
32	②提供する情報の内容及びその提供方法 ア 制度の新設、制度内容の変更や社会経済情勢の変化に応じた情報提供に努め、利用者の利便性の向上を図る。	(2)提供する情報の内容及びその提供方法 ① 利用者の利便性の向上 新たな法制度に速やかに対応し、社会情勢の変化に柔軟かつ速やかに対更新をかい利用者にとって、より有用な情報提供が行えるデータベースの構築を進める。	利用者の利便性の向上に向けた取組状況	4 利用者の利便性の向上 (①適切な情報提供を行う態勢の整備 不断のFAQの追加、更新。 東日本大震災に関するFAQの作成・充実。 法律専門家の関与を得た上での適切なFAQの更新。 コールセンターへの法律専門家を配置。 OFAQ関連件数 「AQ更新 PAQ型件 PAQ型件 PAQ型件 300件 302件 302件 302件 302件 302件 302件 302	A	A	A A	A	FAQの追加・更新を不断に行うなどして、利用者にとってより有用な情報提供を行うことができた。また、多言語情報提供サービスの試行や東日本大震災被災者に対する支援により、更なる利用者の利便性向上を図ることができた。

	中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)		事業評価	結果	自己評価	
33	イ 情報提供の方法を工夫し、 充実した情報提供を行うよう 努める。	② 充実した情報提供の実施 ア 正確な情報提供を行うための 法律専門家の情報提供係係係・ 対象を関与やいる必要提供のでは、 を	充実した情報提供 を行うための方 法・手段の工夫及 び内容の正実に向 けた取組状況	5 充実した情報提供の実施 ①情報提供の方法、内容についての充実化 最高裁判所の協力を得た、家事事件の申請書書式・記載例等の地方事務所窓口配布。 『東日本大震災相談実例Q&A集』の刊行やホームページへの掲載。 消費者庁、国民生活センター及び被災自治体と連携した弁護士以外の各種専門家によるワンストップ相談の実施。 ② IT技術の活用 ツイッター広報の開始。 テレビ電話を利用した法律相談の取組。 スマートフォンの画面タッチで簡易にコールセンター通話できるよう改良。 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 49頁参照		B+	24 25 B+ A	A	裁判所と協力した書式の提供や、消費者庁、地方自治体等と協力の上で被災地出張所におけるよろず相談を実施するなど、情報提供の方法、内容について充実を図ることができた。 リーフレット等の印刷物は、利用しやすいものに随時見直しを図るとともに、ツイッター広報の開始やスマートホン用ホームページの活用など、IT技術の活用を進めることができた。
34	③最適な情報の迅速な提供 消費者庁、地方公共団体等の関 係機関・団体との連携・協力関係 を強化し、支援センターと関係機 関・団体の業務内容についての情 報を相互に把握し共有するなど、 利用者が必要とする最適な情報を 簡易迅速に入手できるようにする ために必要な措置を講じる。	(3) 最適な情報の迅速な提供 消費者庁、地方公共団体等の関係 機関・団体との情報交換・情報共有 が可能なで信頼関係を構築し、利用者 が必要とする関係機関の詳細な情報 を速やかに提供するとともに、関係 機関・団体における支援センターの ホームページの関係機関情報の積極 的活用を促進する。	る最適な情報の迅 速な提供のための 関係機関等との連 携強化に向けた取	6 最適な情報の迅速な提供) 消費者庁、国民生活センター及び被災自治体との連携による各種専門家 によるワンストップ相談会を実施。 ホームページに掲載した東日本大震災相談実例Q&A集の更新、追加。 事故情報データバンクへの参画により消費者庁との連携を強化。 ※業務実績報告書(第2期中期目標期間) 50頁参照 (事故情報データバンクの参画作数 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 4件 5件 6件 6件	A	A	A A	A	事故情報データバンクの継続した登録や、消費者庁及び東日本大震災被災自治体と連携した弁護士以外の士業によるワンストップ相談の実施により、消費者庁、此方公共団体等の関係機関等とのより強固な連携体制が構築された。ホームページについても、東日本大震災関連情報等を掲載・更新することにより、関係機関情報の積極的な活用を図ることができた。
35	④法教育に貸する情報の提供 無限に身近な司法の実現における法教育の役割が大きいこと。法教育が紛争の未然防止に役立つことを考慮し、情報提供業務の一環 として、関係機関と連携して地域 住民等に対する法教育に取り組 む。	(4) 法教育に資する情報の提供等法教育関連事業を行っている法務省人民の他の関係機関との適切な役別人民等な力力を踏まえつつ、会別の場合をして、高齢者の大力な主法の実現をして、高齢者の大力な連携を図り、地域の法教育に関する取組において適切な役割を果たす。	育の推進に向けた	7 法教育に資する情報の提供等 法教育シンポジウムの開催(平成23年度山梨、福井、香川 平成24年度 京都、岐阜 平成25年度札幌)。 学校教員を主たる対象とした法教育セミナーの開催(平成25年度広島)。 地方事務所における関係機関等と連携した講演活動や業務説明活動等。 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 50頁参照 ○地方事務所の法教育件数 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 283件 734件 1,601件 1,759件	A	A	A A	A	平成23年度以降の各事業年度における法教育シンポジウム や学校教員を対象とした法教育セミナーの実施と、地方事務 所における法教育に関する取組の拡大により、市民に対して 法教育を周知することができた。
36	(3) 民事法律扶助 ①利用者のニーズの把握と業務への反映 ア 利用者に最適な援助を提供するための方策を検討し、実施する。	2 民事法律扶助 (1)利用者のニーズの把握と業務への反映 (1) 事案の内容、申込者本人の能力及び資力等を十分に考慮することなどにより、援助申込者にとって最適な援助を提供することのできる環境を整備する。	利用者に対する最適な援助の提供に向けた取組状況	1 被災地における法的支援の実態分析 被災者の法的ニーズの実態を明らかにするためのアンケート調査を実施 (平成24年11月から12月の時期)。 同調査結果を踏まえ、平成25年5月から7月に仙台市、女川町、南三陸 町、相馬市の仮設住宅の住民及び二本松市の浪江町対象の仮設住宅の住民 に対してインタビュー調査を行い、被災地における法的支援の実態を分析。	В	B+	B+ A	A	被災者の法的ニーズを総合的・体系的に明らかにするもの としては日本で最初の試みである東日本大震災の被災者を対象としたニーズ調査を実施した。報告書においては、支援センターを始め法律専門家の今後の被災者支援をめぐる諸課題にも言及、被災者に対する法的支援の分析検討に必要な基礎資料を完成させた。

	山 田 西 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	証価の指揮	山期日煙 期間(亚成22年度~亚成25年度)の宝練(亜号)		業年度価結果	自	
の二計た方	中期目標 日東生律扶助の三一ズ調査 信果を踏まえ、力に関大の主要を選出した「活力を事業の必要に応じ、適齢のでは、一次ででは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一	映した事業計画の立案・実施等に向けた取組状況	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨) 2 利用者のニーズの把握と業務への反映 (1) 利用者のニーズの把握と業務への反映 (1) 利用者に対する最適な接助の提供 援助申込者にとって比較的費用負担の少ない書類作成援助や簡易援助について制度周知。書類情成援助が協身援助がふさわしい事件のモデルケースの作成に向け、調度など検討を実施。 東日本大震災発生後、被災者の置かれた状況とニーズを踏まえて民事法律扶助制度の範囲内で柔軟に対応。 東日本大震災発生後、被災者の置かれた状況とニーズを踏まえて民事法律扶助制度の範囲内で柔軟に対応。 マの短期間に準備作業を完達するとともに、関係機関との連携の下、制度関かつ発質込法律援助契約司法書士を確保し、円滑に実施。 (1) 代理援助における代表的事例の収集や日本弁護士連合会等との意見交換を継続的に実施に、しる家事事件について、中・長期にわたり計画的に充実・強化取り組むため、検討を行う「民事法律扶助制度の利用促進ワーキングチーム」を設置。 特にニーズが高まついる家事事件について、中・長期にわたり計画的に充実・強化取り組むため、検討を行う「民事法律扶助制度に関する利用者向けバンフレット及び契約弁護士・契約司法書士向けガイドの作成・配布。各地方事務所から各地の家庭裁判所に対し、呼出状発送時に支援センターを周知する文書を同封することを要望。 (2) 法律相談援助における取組・東日本大震災発生後、被災者の置かれた状況とニーズを踏まえて民事法律技助制度の適阻内で柔軟に対応。【再掲】・一定の分野に結婚と提供・一定の分野に結婚を提供・アンケート調査等で把握した各契約弁護士・契約司法書士の取扱分野を相談予約時に考慮。 (3) 震災法律援助等における取組・東日本大震災発生後、被災者の置かれた状況とニーズを踏まえて民事法律規則での対応等について、各地方事務所に出速に存ると受け、同年4月1日の施行までの短期間に準備の手がまるともに、関係機関との連携の下、制度周知や震災法律援助等のよるとではいての震災法律援助での対応等について、各地方事務所に出速に指揮を提供、日本弁護技事をの負担でならないよう配慮と一定が表しまるなど、業務内容を周知、震災契約弁護士・震災契約司法書士の確保、震災欠争的司法書士の確保。震災欠額度に対して対応し、被災者が利用した法律相談を実施・活力のから大部を指したない、表災者が利用して法律相談を実施、当時が、前の強とならない、表別者が利用した法律相談を実施、第十次が24年11月16日~12月2日対象者とない表別を指述を対象のの5地区にある仮設住宅を指とたてルンド、対策者を対象)の5地区にある仮設住宅を指とたインタビュー調査の実施。実施期間、平成25年5月から7月対象者・協台市、女川町、南三陸町、相馬市の仮設住宅の住民(24人)業業事業結構告事(第2期中間機制制)52看着の実施、表別の対域に対したりに対しないましていまれば、2年1月1月1日に対しまれば、2年1月1日に対していまれば、2年1月1日に対しまれば、2年1月1日に対しないまれば、2年1月1日に対しまれば、2年1月1日に対しないまれば、2年1月1日に対しないまれば、2年1月1日に対しまれば、2年1月1日に対しまれば、2年1月1日に対しないまれば、2年1月1日に対しまれば、2年	評	価結果 3 24	評値	

	中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)		事業:	結果	自己評価	
38	②サービスの質の向上 ア 迅速な接助を提供するという観点から,審査の適正を確保しつつ。事務処理方法の工 大等により,援助申込から必要な援助の提供までの期間の 短縮を図る。	(2) サービスの質の向上 ① 迅速な援助を提供して援助申観の上で援助中ととなるとは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	迅速かつ適正な援助の提供に向けた 取組状況	3 サービスの質の向上 (1) 審査の合理化等 ・ 書面審査や単独審査、専門審査委員制度などの活用により、審査の適正を確保しつへ、処理を迅速化。 ・ 審査書類の統一化・合理化についても検討を進め、原子力損害賠償請求事件を含む東日本大震災の被災者に対する援助について、平成23年度に審査要領を定め、援助要件の判断や立替決定を迅速かつ適切に実施。 ***********************************			24 25 A A A	A	「サービスの質の向上」について、書面審査や単独審査、専門審査委員制度を活用、審査の適正を確保しつつ、処理の迅速化を進めた。その結果、平成25年度にはほぼ全ての地方事務所において援助申込から2週間以内に援助開始決定している。審査書類の統一化・合理化についても検討を進め、平成25年度には業を取りまとめ、全国地方事務所に意見照会を実施した。原子力損害賠償請求事件を含む東日本大震災の被災者に対する援助については、平成23年度に審査要領を定め、援助要件の判断や立替え決定を迅速かつ適切に行った。
39	イ 関係機関・団体と連携・協力します。 力しまする。 力しまする。 力しまする。 対一で変更等供する。 対一でよの質解のあるため。 情報の収集切に契約を含める。 に、適等生に対する周知を助に、 では書生に対する周知を助にないます。 がより、よのより、 がは、このものは、 のしたでは、 の	② 関係機関・団体と連携協力して、法制度の変更兼立・領用者が計画で変更を表して、適能を関係して、変更を対して、活動を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	契約弁護士・司法 書士が提供する サービスの質の向上に向けた取組状 況	4 契約弁護士・司法書士が提供するサービスの向上 (1) 契約弁護士・契約司法書士への適時適切な周知 ・ 新たな制度、利用者からの意見等について適時適切に契約弁護士・契約司法書士に周知する取組を継続。 ・ 日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会等との協議を継続的に実施。 (2) 契約弁護士・契約司法書士が提供するサービスの質の向上に関する取組・本部において、毎年度、日本弁護士連合会主催の講習会を共催するともに、講師を派遣して民事法律扶助制度の概要について説明。・ 地方事務所において、各地の井護士会、司法書士会の連携の下、新規登録弁護士・司法書士や法律事務所職員に対する研修等を積極的に実施。 ・ 制度改正周知のためのチラシ等を適宜配布。 ・ 東日本大震災の被災者支援に当たって、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続や個人版私的整理ガイドライン等の新たな制度に関し、日本末護士連合会、日本司法書士会連合会等と連携し、知識・ノウハウを共有。 * 業務実積報告書(第2期中期目標期間) 55頁参照	В	B+	B+ A	A	「契約弁護士・司法書士が提供するサービスの向上」について、第2期中期目標期間を通じ、関係機関等とも連携・協力しつつ、契約弁護士・契約司法書士への周知を適時適切に行うとともに、継続的に研修会を開催、制度理解向上等を通じたサービス向上を図った。加えて、東日本大震災の破災者支援において、特に原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続や個人債務者の私的整理に関するガイドライン等の新たな制度に関し、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会等と連携し、知識・ノウハウの共有に努めた。
40	ウ 専門性を必要とする事件へ の適切な対応を検討する。	③ 各地方事務所において、労 働・DV・犯罪被害者・多重債 務等の専門分野に精通した契約 弁護士・司法書士を確保し、専 門相談を充実するとともに、適 切な受任者・受託者の選任に努 める。	専門分野に精通し た契約弁護士・ 記書士の確保を 法書士の確保を とび は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	5 専門性を必要とする事件への適切な対応 (1) 地方事務所における取組 ・東京地方事務所における取組 ・東京地方事務所、大阪地方事務所等の大規模地方事務所において労働 問題を始めとする専門相談の実施を推進。 ・東京地方事務所で高齢者・障がい者の専門相談及びインターネット等 に関する専門相談を新たに開始(平成24年度)。 ・三重地方事務所において四日市国際交流センターとの連携による外国 人対象の専門相談を巡回相談により開始(平成25年度)。 ・アンケート調査等で把握した各契約弁護士・契約司法書士の取扱分野 を相談予約時に考慮。 ・DV案件で相談者の身体に危険がある等、緊急の対応を要する場合に、 対応可能な相談登録弁護士を紹介して早急に法律相談援助を実施。	A	A	AA	A	「専門性を必要とする事件への適切な対応」について、各地 方事務所で専門相談の拡充や専門性向上に向けた研修会の実 施等、様々な工夫をし、取り組んだ。

	中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)		評価	年度5結果	自己評価	
				(2) 専門分野に精通した契約弁護士・契約司法書士の確保 ・東京地方事務所池袋出張所において、消費者相談担当者と事例研究会 を定例的に開催(平成25年度)。 ・契約弁護士・契約司法書士の専門分野拡充のため、弁護士会・司法書 士会が主催する講習会等への参加を呼び掛け。 ・原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続や個人版私的整理ガイドラインの申出といった新しい制度に関わる支援に関し、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会や、いわゆる原発被災者弁護団等と密に情報交換。 ・随時支援センター内や契約弁護士・契約司法書士との間で上記の新制度に関する知識・ノウハウについて共有化。 ・被災地出張所において、弁護士・司法書士による無料法律相談(移動相談車両で行う巡回相談を含む。)のほか、いわゆるよろず相談として各種専門家による無料相談を実施(ワンストップサービスの提供)。 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	22	23	24	20	
41	(4)国選弁護人等確保	3 国選弁護人等確保							
	①迅速かつ確実な選任態勢の 確保等	(1)迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保							
	各地域ごとに、裁判所、検察 院、警察及び弁護士会との迅速 、場を設けるなどして、迅速か の選任、日国選被害者参確 、場を認過弁護と人の選任が行われる態勢の最利度に回 選定が行われる態勢の最利度に知り る。とりわけ、裁の司るる、裁判事 、大、同意の裁判連 、大、同意の裁判連 、大、同意、 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	迅速かつ確実に国選弁護被害名の 選付添人の選任が任国選後で書名の 選付添人の選任が行力事務等及 保を図るため、条等庁、警察及任 で会との間で、各事業年度に1する 裁判所で、各事業年度に1する 表別的な協議の場上できる。 所及び弁護士会とな知能と経済で、一般を得 が表別する十分な知能が対応し発 で、金とのが 、事者有国 選弁護人の選任が行われる態勢の 発生の選任が行われるの知識 を関かる、選任が行われる的認識と を繋めるとともに、 、有するの を発験を多くの弁護人が、共有するこ	る国選弁護人の選 任の運用等に関す る関係機関等が参 加する定期的な協	1 関係機関等との協議・十分な知識や経験を有する契約弁護士の選任全ての地方事務所(支部を含む。)において1回以上実施している関係機関等との協議において、国選弁護人及び国選付添人の選任態勢に関する協議を以下につき実施。 ① 特に裁判員裁判に関し、十分な知識や経験を有する契約弁護士を国選弁護人に選任。 ② 裁判員裁判に際しての工夫(国避弁護人を複数選任するときは、裁判員裁判経験者と非経験者を組ませるなど)。協議の結果、複数の地方事務所・支部で複数選任時の裁判員裁判対象事件の弁護人候補者名簿を作成、被疑者国選弁護人が一定の日時までに被疑者の接見に行かなかったときは通知する運用を実施。 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 57頁参照	A	A	A	A A	定期的協議が根付き、裁判員事件の選任態勢も各地の実情に合わせた協議が行われており、十分な知識や経験を有する契約弁護士が国選弁護人に選任される態勢の整備が進んでいる。また、裁判員裁判の知識や経験を多くの契約弁護士が共有するための工夫等についても協議されるなど、各地の実情に応じた国選弁護人選任の運用の在り方についての十分な検討に努めた。
42	②通知時間の短縮	(2)通知時間の短縮							
	裁判所からの国選弁護人等候補 者指名通知請求を受けてから裁判 所に候補を通知するまでの時間の 短縮を図る。		けてから通知する までの設定目標時	2 (1) 目標設定 全地方事務所(支部を含む。)において、指名通知の目標時間を設定。 【目標】 ・被疑者国選弁護事件:全地方事務所(支部を含む。)で、休日も含め、原則として数時間以内、遅くとも24時間以内・被告人国選沖護事件:多くの地方事務所で原則24時間以内、遅くとも48時間以内・国選付添事件:全地方事務所(支部を含む。)で、原則数時間以内、遅くとも48時間以内(2)達成度合い・被疑者国選弁護事件:おおむね設定された目標時間内に指名通知を実施・被告人国選弁護事件:おおむね設定された目標時間内に指名通知を実施・被疑告人国選弁護事件:おおむね設定された目標時間内に指名通知を実施・被疑告国選弁護事件:おおむね設定された目標時間内に指名通知を実施・が告人国選付添事件については、指名通知記書がら24時間以内に指名通知が行われた事件の全事件に占める割合の推移は次のとおり。なお、平成25年度に被疑者国選事件について事務手続等の遅延のため回答が遅れ、被告人国選の段階で指名通知したものが1件あった。そこで、日本弁護、連合会と協議を重ね、再発防止策を取りまとめ、困難事件の国選弁護人候補者の指名通知に関する連絡体制を整備し、弁護士会との協議を行うように各地方事務所に通知。 「平成22年度」平成23年度 平成24年度 平成25年度約99% 約99.2% 約99.4% 約99.6%	A	A	A	AAA	全ての地方事務所において指名通知までの適切な目標時間 が定められており、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件、国避付添事件のほとんどがその目標時間以内に指名通知に至っている。特に迅速避任が求められる被疑者国達自選弁 事件においては、平成25年度に事務手続等の遅延のため回答 が遅れ、被告人国選の段階で指名通知したものが1件あったが、裁判所の依頼から24時間以内に指名通知を終えた被疑者 国選事件の後報から24時間以内に指名通知を終えた被疑者 国選事はの後報から24時間以内に指名通知を終えた被疑者 国選事はでいる。

	中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)		事業年評価紹	果	自己評価	自己評価理由
43	③契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組 関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更、裁判判に関が する知識・経験等、契約弁護士と資 する情報の収集に努めるとも に、適等の切に契めの向上に対する情報の収集に努か充護士に対する周知を図るなどして、国選等 等サービスの質の向上を図る。	(3)契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組 弁護士会等の関係機関・団体と連携協力して、制能・経験等、契約判決に関する知識・経験等、契約に関する内土に資する情報の収集に努めるともし、、適等団に契約弁護士に対する周知を図り、国選弁護等サービスの質の向上を図る。	するサービスの質 の向上に向けた取	3 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組 (1) 説明会の実施等 ほとんどの地方事務所(支部を含む。)で国選弁護業務及び国選付 添業務の解説書等を配布し、説明会を実施。 (2) それ以外の取組 複数の地方事務所・支部において、各地の弁護士会と共催又は地方 事務所が主催する研修を実施。 地方事務所・支部において、開催した研修の延べ回数は以下のとおり。 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 5か所9回 5か所7回 9か所25回 7か所15回 このほか、平成22年度から平成24年度にかけて実施した、支援センター本部と裁判所との共催による常勤弁護士業務研修(法廷弁護技術研修)においては、一般契約弁護士も参加。同研修には、主として裁判員裁判を想定した刑事弁護の法廷技術に係る演習や、現に裁判員裁判を担当している裁判官による講義を取り入れた。 ※業務実績報告書(第2期中期目標期間) 58頁参照		A .			契約弁護士に対する説明会のほか、裁判員裁判の法廷技術研修、無罪事例を題材とした実践的な反対尋問の研修、触法師がいる介護に関する研修その他の充実した内容の可修を複数回にわたり実施しており、国選弁護の質の向上が図られている。
44	(5)司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務	4 司法過疎対策を含む常勤弁護士に 関する業務							
	①体制整備	(1) 体制整備							
	必要に応じて常勤弁護士を複数配置するなど、常勤弁護士を複数任事体に的確に対応できま、また、の場所の一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、	法律事務所を備えた事務所のうち 必要な地域においては、常勤弁護士 を複数配置し、民事供助事件を 通強弁護・付添事を体制を整える。 機動的に受任する体制を整える。 記過疎地域事務所を設置。こい ない司法過疎地域において、適、必 法律サービスを提供するため、必地域 に応じて、このよう電力法過來地域に に応じする他への常勤弁護士の重点	ける利用者のニー ズに応じた常勤弁	常	В	В	ВВВ	В	常勤弁護士の必要な地域に、新たな常勤弁護士の配置又は 増員を順次行った。
45	②サービスの質の向上 関係機関等と連携協力し、利用 者のニーズに適切に対応したきめ の細かいサービスの提供に努め る。	(2)サービスの質の向上 法律事務所を備えた事務所におい ては、配置地域の関係機関等との連 携を図り、必要に応じて、民事法律 扶助事件、国選予護・付添事件、有 億事件等の当事者が赴える法的トラ ブルの総合的な解決に努める。	た事務所における 当事者が抱える法 的トラブルの総合	サービスの質の向上 ① 福祉機関等との効果的な連携に関する講義。 ② 行政ADR、原発ADRに関する講義。 ② 行政ADR、原発ADRに関する講義。 ③ 精神科医の講義や板擬法律相談等を行う研修。 ④ 関係機関との連携強化のための実地研修(実務トレーニー・実務トレーナー研修)の試行。 ⑤ 関係機関等との連携強化のための検討会・プロジェクトチームの設置。 ⑥ 司法ソーシャルワークに関するパイロット事業の展開。 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 60頁参照	A	A	A A	A	関係機関等との連携をテーマにした講義や実地研修を実施して常勤弁護士の質の向上を図るとともに、関係機関等や常勤弁護士とも協議するなどし、関係機関等との連携を通じた法的トラブルの総合的な解決を図った。
46	(6)犯罪被害者支援	5 犯罪被害者支援							
	①利用者のニーズの把握と業務への反映 支援センターの具体的な業務の 在り方について、犯罪被害者やそ の支援に携わる関係者の意見を聴 取する機会を設ける。	(1)利用者のニーズの把握と業務へ の反映 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害 者やその支援に携わる者の意見を聴 取する機会を地方事務所単位で各事 業年度に1回以上設ける。	の支援者の意見聴	1 支援に携わる者からの意見の聴取 今後の業務の在り方等の参考にするため、毎年度、各地方事務所におい て、関係機関・団体に対しアンケートによる意見聴取を下記要領で実施。 関係機関・団体との紹介・取次件数は、以下のとおり堅実に増加。 (1) 実施期間 毎年1月から3月まで (2) アンケート送付機関・団体 弁護士会、地方検察庁、都道府県警察、女性相談センター、児童相 談所、民間支援団体等	A	A .	A A	A	全ての地方事務所において、犯罪被害者支援を行っている機関・団体等に対して官民を問わずアンケートを実施し、犯罪被害者等及びその支援者から聴取を行った。関係機関等から地方事務所へ取次ぎ、紹介を受けた利用者数は堅実に増加しており、各地域における地方事務所と各関係機関等との理解及び連携は深まっている。 犯罪被害者等が複数の支援制度を適切に活用できるように、複数ある援助制度の全てについて契約を締結するよう精通弁護士等へ働き掛け、全ての契約を締結している弁護士数は4年間連続して増加した。

	中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)	Ī	事業:		自己評価	
				(3) 実施方法:各地方事務所からアンケート用紙を送付。 ※ 業務実績報告書(第 2 期中期目標期間) 62頁参照 ○回答機即 団体数の維移 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 1,251 1,372 1,264 1,249 ○関係期間ではた支援センター間の紹介・取次ぎ 1 関係機関・団体から支援センターでの紹介・取次ぎ 1 取る機関・団体から支援センターでの紹介・取次ぎ 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 16,540 18,120 15,872 16,849 2 支援センターから関係機関・団体への紹介・取次ぎ 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 3,531 3,553 2,416 2,594 ○主な認知度結果の推移 1 支援センターが処理被害者業務を行なっていること 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 91.8% 93.2% 93.2% 93.5% 2 犯罪被害者支援ゲイヤルの影響について知っていること 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 85.3% 83.3% 85.4% 78.5% 3 刑事手続の流れや各種支援制度等の紹介をしていること 平成22年度 平成23年度 平成23年度 平成25年度 平成25年度 77.5% 75.6% 79.7% 4 各機関・団体で行っている支援内容や利用方法等の案内をしていること 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 77.5% 75.6% 78.0% 72.8% 5 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介していること 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 77.5% 75.6% 78.0% 72.8% 5 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介していること 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 74.5% 67.1% 71.0% 65.2% 7 国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知していること 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成25年度 74.5% 67.1% 71.0% 65.2% 7 国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知していること 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成25年度 74.5% 67.1% 71.0% 65.2% 7 国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知していること 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成25年度 74.5% 67.1% 71.0% 65.2% 7 国選被害者参加弁護士の候補を指名している上 平成25年度 平成25年度 平成24年度 平成25年度 平成25年度 平成25年度 平成24年度 平成25年度 平成25年度 平成24年度 平成25年度 74.5% 67.1% 71.0% 65.2% 7 国選被害者参加介護していて国連被害者参加弁護士の候補を指名すること 平成23年度 平成24年度 平成24年度 平成25年度 74.5% 41.50%					
47	②提供するサービスの質の向 上	(2)提供するサービスの質の向上							
	ア 犯罪被害を担い、被害を短受けたときからの時間に十分配 虚りたときからの時間に十分配 虚したという。その心情に十分配 虚した想物。提供に質量を指して、分の対応は、犯に関して、の対応は状況、ででそれ、意見を踏著落運を行い、ですの、質の向上を図るよう努める。		被害者の心情に配効 慮しな高額が提供の 寒的な情報を 実施に向けた取組 状況	1 担当職員研修 全ての地方等所の担当職員を対象とする研修では、犯罪被害者、支援 に取り組む弁護士、臨床心理士等による講演を取り入れ、実状を理解し懇 切・丁寧な応対に取り組む体制を整備。 二次受傷についても、臨床心理士による講演を取り入れ、各地方事務所 での迅速・適切な信執提供態勢の安定を図った。 少人数でのグループディスカッションにより、職員全体の質の向上と均 質化に努めた。	A	A	A A	A	全ての地方事務所の担当職員を対象とする本部主催の研修では、犯罪被害者等に二次的被害を与えないように、無短の丁率ななの定着に取り組んだ。加えて、被害者への支援を長期的に充実、安定させるため、支援する職員称験では、とし、大傷体験に動き者の語る人名の名や被害者が遭遇した係傷体験を聞くことで、支援する側が精神的に傷付くこと)の知識と対策を身に着けることができるように、研修等を実施して態勢を整えた。地方事務所では、関係機関が開催する研修に積極的に参加しており、また犯罪被害者支援に精通した職員を配置することで効率的な業務運営と質の向上に努めた。

中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)	事業年度 評価結果 22 23 24 25	自己評価理由
			2 地方事務所の取組 各地方事務所では各種 た情報提供に取り組んた 識向上に努めた。	重研修への参加等を通じて、被害者の心情に配慮し ご。研修内容を事務所内で共有し、事務所全体の意		
			全国8か所の地方事務所	た職員の配置 及提供のニーズが高い地方事務所を主な対象として、 行(東京、神奈川、埼玉、千葉、京都、兵庫、愛知、 を援の経験がある窓口対応専門職員を配置し、質の		
			給開始等、新たな制度は	アルオペレーター研修において、被害者参加旅費のま こついての知識習得も組み込んで研修を実施。犯罪被 -般オペレーターを対象に研修を実施し、犯罪被害者	ŧ	
			※ 業務実績報告書(第	5.2期中期目標期間) 67頁参照		
			①犯罪制 説明者 ②新コー	月・実務間連研修 害者支援業務の実務運用上の宿意点 犯罪被害者支援課 ルセンターの業務 コールセンター 準備室長		
			平成22年度 ③犯罪被	害者支援の事例検討及びグループディスカッション		
			①「被害 講師 ; ②「二次」 講師 *	勝等による議議等 等加を経験して」 ・護士、被害者2名(951名被害者参加経験者) 的被害に適した被害者が成立 芸者支援衛氏センター相談員(臨床心理士)		
			①基本計 說用者 ②干藥出 報告者 ③被害者 報告者	5. 吳高郎連亦修 面、中期・年度計画、邦事訴訟法、国遷報網算定等説明 犯罪被害者支援票 万事務所には15名犯罪被害者支援業務の実際 千葉地力事務所職員 支援の事例報告 常勤弁護士 書者支援の事物除計及びグループディスカッション		
			テ放23年度 2 外部講 ①「交通 講師 † ②「子ども	解等による講演等 開発は書か声〜娘を交通事件で奪われて〜」 音者者遺族 の犯罪接害」 護士		
			1 業務說 ①地方事 說明書 ②故等書	を支援制度とかくる歴史的接触 / で数大学大学学院教授 (元歳刊官) 野・英州西藤研修 新子における原準被害者支援業務 現実被害者支援機 参加人のための困避弁護制度 製工業務者支援機 書者支援の事制候計及びグループディスカッション		
			①「麻舎 講師 : ②「性犯 開設 講師 : ③「被:	F・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター 運営の手引について」 図閣府犯罪被害者等施策推進室 渚布心理上対応」		
			1 來務認 ①犯罪者 ②被害者 ②被害者 說被害者 說明害者	総合作犯事権害者支援業臨床心理士 事者支援業務の現北と開望 密者支援業務の現北と開望 犯罪被害者支援業 第2人のための国選弁護制度における実務と留意点 犯罪被害者支援課 を取入した時間を放射しておける実務と留意点 犯罪被害者支援課 センターの業務		
			平成25年度 - 説明者 - ⑤二次的 説明者 2 外部講	コールセンター犯罪被害者支援スーパーバイザー 被害を防止する応対 ボールセンター迎難・密者支援スーパーバイザー 断等による護漢等		
			講師 : ②「二次」	にはる核害者支援活動について」 暗書 均核害の助止及び二次受傷のケアについて」 球心理士		

	中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)	Ē	事業4 平価約	吉果	自己評価	
48	イ 効率的な水を が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で	② 支援センターが提供する犯別 を主支援の内容といかる犯別 を当り変なものとし、からな対象が表す。 の水準被害外の大変に対して、の大変を表すとの担当を表す。 ののとして、からなり、からなり、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のでは、のでは、の	犯罪被害者に対す る窓を担当での情報提供を担当するのでの情報 供を対する研究のというである。 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	1 犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員以外の担当職員研修本部主催の研修では、犯罪被害者、犯罪被害者支援に取り組む弁護士、臨床心理士による講演等を取り入れ、実情を理解した懇切・丁寧な応対に取り組む体制を整備。【再掲】 職員が二次受傷(被害者の語る内容や被害者が遭遇した外傷体験を聞くことで、支援する側が精神的に傷付くこと)の知識と対策を身に着けるための研修を取り入れ、支援体制の安定策を実施。グループディスカッションにより、職員全体の質の向上と均質化を図った。 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 69頁参照		23 A	224 25 A A A	j	
49	ウ 犯罪被害 たい は かい ない は かい なか まで は かい なか まで ない	③ 和事務接ににして、 和事務接にとして、 和事務接にとともに携っている犯 和非被害者確保するを支援に表示を保護を表示を保護を表示を保護を表示を保護を表示を保護を表示を保護を表示を保護を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	精通・経のである。 おいま は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	精通弁護士名簿搭載者数及び精通弁護士紹介数の着実な増加 精通弁護士 (犯罪被害者支援に経験や理解のある弁護士)を確保するとともに、精通弁護士を紹介する体制の整備・拡充。 【精通弁護士を紹介する体制の整備・拡充。 【情通弁護士を紹介する体制の整備・拡充。 【情通弁護士を紹介する体制の整備・拡充。 【情通弁護士を紹介する体制の整備・拡充。 【情通弁護士を紹介する体制の整備・拡充。 【情通弁護士を紹介する体制の整備・拡充。 【情通弁護士を紹介する体制の整備・拡充。 【情通弁護士を紹介するとともに、有限の被害者から要望に対応するため、女性弁護士の登録増加に取り組み、全ての地方事務所で女性弁護士が登録している態勢を維持。平成25年度、コールセンターで受電し、地方事務所へ精通弁護士紹介取数な板値を行った案件について、地方事務所において、被害者等に負担をおかけしたケースが発と、コールセンターで受電し、地方事務所において、被害者等に負担をおかけしたケースが発生。これを受け、本部において、被害者等に負担をおかけしたケースが発生。これを受け、本部において、被害者を発出するとともに、コールセンタールの地方事務所へのの精通弁護士紹介のための非済通弁護士紹介のための非通弁を発出するとといまらに、コールセンター及び地方事務所への財政に改めた。ごらに、コールセンタールの地方事務所の対応にないた。第一の大きといる、地方事務所への取かに際しては、慎重かつ込まな対応が求められることから、担当職員の整え、は携持を管理重大紹介の受付状況を担握できる体制を整条、対応が求められることから、担当職員の整条、対応が定めて、支らに、オールセンターから地上継できる情報を整条、は持を管理を持つても精通弁護とな事件、社会的関心の高い事件については、地方事務所においるの報告手順を示し、必要なバックアップを行う体制を整備するとともに、オペレーターの育成に取り組んでいる。 2 犯罪被害者支援に携わる弁護とのサービスの質の向上 (1)説明会の実施等を地対方事務所においては、被害者国選弁護に関する解説書である「被害者国選弁護関連業務の解説」の改訂版作成、配布等と実施。	A	A	A A	A	日本弁護士連全会との連携及び各地会等の実施により、希望士を対象とした業務説明会、意見交か・世界の向の上に取り組んだ。取組の結果、精通弁護士の登録数は4年上で、増加し、このうち、女性弁護士の登録をは増加し、このうち、女性弁護士の登録をは4年して、関立・ロールセンターから地方事務所の解析の表しました。現立・ロールセンターから地方事務所を表とも情報を入さいら、担当職員に加えて地方事務所事務局まとも情報を入さいる、指摘被害が広範囲に及ぶ場合、犯事被害者の住所地に限らず、広範囲に及ぶ場合、犯事被害者の住所地に限らず、居所及び裁判管・地定し、精・地で利用できること、後期のの組織を関した。

	中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)		事業 評価		自己評価		
				(2) その他の取組 日本弁護士連合会と精通弁護士に対する苦情・意見について情報提供を 行い、二次的被害防止に留意した被害者対応の重要性について更なる意見 交換を推進。 女性の被害者等の希望に対応できるように働き掛けを行い、全地方事務 所で女性弁護士が登録している体制を整備。 常勤弁護士へを対象とする研修において、犯罪被害者支援の経験のある 常勤弁護士が実務に即した講義を実施。 ※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 71頁参照	22	23	24 25	5		
50	エ 経済的に余裕のない犯罪被害者が民事法律無助順を確立のように事法を強力のは関係を確立のように、適事被害者が長の以下の場合を表現を表別のは、	(4) 経済ない、企業を強力を対している。 (4) を持ち、 (5) を持ち、 (6) を持ち、 (6) を持ち、 (7) を持	民事は無状の動態を表現の表現である。 民事の利害者に対する 支援状況	1 犯罪被害者への適切かつ積極的な助言の徹底 犯罪被害者支援ダイヤルを設け、犯罪被害者法律援助制度等各種支援制度に関する説明を徹底。 地方事務所においては、研修等を通じて民事法律扶助制度等各援助制度 への理解を深め、対応の均質化を図った。 平易な言葉を使用したFAQを関係機関等へ配布し、被害者への案内を依頼。 ホームページ上においても、上記各制度の概要を掲載し、情報入手・利用に関する利便性を向上。 さらに、精通弁護士・被害者参加契約弁護士のお規登録時や、既に登録れている力便性を向上。 さらに、精通・強害といるに関連すると、複数の制助政勢や中、既に登録れている発護士に対しても民事法律大助変的を実施さんため契約結結に向けた働き掛けを実施。 2 専門相談の推進全国の地方事務所の内、5 か所(東京、千葉(松戸)、埼玉、愛知、富他の地方事務所の内、5 か所(東京、千葉(松戸)、埼玉、愛知、富化の地方事務所の内、5 か所(東京、千葉(松戸)、埼玉、愛知、富化の地方事務所の内、5 か所(東京、千葉(松戸)、埼玉、愛知、富化の地方事務所の内、5 か所(東京、千葉(松戸)、埼玉、京都、福井、大分)においても、弁護士会との連携の下で、各契約方を実施。 2 専門相談の推進全国の地方事務所では、静岡、群馬、兵蔵・京都、福井、大分)においても、弁護士会との連携の下で、各契約方を全に危険が及ぶように取り組入だ。 具体的には、D V 案件等で相談事者支援の経験や理解のある弁護士の所属する法律事務所との橋渡しを支施。 3 迅速な援助のための手続きの必整備。の経済状況に応に新規の発達、場別の元といて、規制の企業を整備。の経済状況に応じて、迅速場合介に、一地大事務所では、被害者を整備。の経済状況に応じて、迅速場合作、取次ぎを受けた地方事務所では、被害者の経験等も増定して、迅速場合作、記述場合の知知を整備の発音では、被害者の経済が表明に決して、対応を関係の対応を対応対応に対して、利用できることを明知の発表を対応が対応対応が表明所の管室では、利用できることを明知を持続の対応が表明が表別の対域が表別の対域を表別の	A	A	A	A	コールセンターにおいては、犯罪被害者支援ダイヤルを設け、犯罪被害者支援の経験や知識のある担当者を配置し、民事法律扶助制度を始めと力といる各種支援制度の案内をマニュアル及びトークスクリプトに取り入れて徹底している。被害者参加弁護士の94.7%が民事法律扶助制度の契約弁護士となっており、平成22年度の91.9%から堅実に増加し、犯罪被害者等が民事法律扶助制度を適切に活用し、被害回復を行える態勢を整えた。	50

中期目標	中期計画の各項目	中期計画の各項目 評価の指標 中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)						1己 F価		
5 財務内容の改善に関する事項	IV 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画			22	23	24	25	·		
(1)総括	1 総括									
51 引き続き、自己収入(寄附金 等)の獲得に努める。	広報活動と連携しながら、一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得に努めるとともに、刑事裁判の被疑者・被告人からのしょく罪寄附を受け入れる。	入増加に向けた取	○「一般寄附」: 広く一般から募る寄附 ・「サポーターズクラブ」: 主として一般から募る小口寄附 ・「サポーターズクラブ」: 主として一般から募る小口寄附 ・「星舎附」: 保護觀察対象者から受入れ ・「その他寄附」: それ以外の寄附 ○「しょく罪寄附: 刑事裁判の被疑者・被告人から受け入れる寄附 ○「おく罪寄附」: 刑事裁判の被疑者・被告人から受け入れる寄附 ○「おく罪寄附については、支援センターの全契約弁護士に対して寄附 制度の案内チラシを送付。 ・ 寄附金の受入状況は以下のとおり。 *新金の受入状況は以下のとおり。 ***********************************	В	В	В	В	ホームページや関 募集の案内を掲載 支援センターの全	1人増加を図るため、一般寄附については、 係機関等に広く配布する季刊広報誌に寄附 するとともに、しょく集寄附については、 契約弁護士に対して寄附制度の案内チラシ 金等の自己収入の獲得に努めた。	51
(2)民事法律扶助	2 民事法律扶助									
①立替金債権等の管理・回収計画等 52 民事法律扶助の立替金債権等の回収に表決限务のかったとの債権等のがことの民事法を管理・財産のを管理・財産のを管理・財産のを管理・財産の主要を持定に行う。この主で、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	甲年 生産 と、地方事務所ごとの 民事法律扶助業務に計画を策定 し、毎年度、同価権等の管理・同様権等の管理・同様保証のででした。 し、毎年度、同位で検証した要な見 に毎年度、して検証した要な見 直しを行うことにより、債権 要すべき者からのカして、債債権 額の増加を図る。 をの増加を図る。 作の解決により財産的な利益を	策定・検証・評 価・見直しによる 償還額の増加及び	1 立替金債権等の管理・回収計画の策定及び同計画に沿った 回収の実施 (1) 立替金債権等の管理・回収計画の策定 ① 本部において各年度ごとに、効果が高いと考えられる取組を盛り 込んだ基本的かつ統一的な債権管理・回収計画の骨子を作成し、全 国の地方事務所に掲示。 ② 地方事務所において、本部が示した債権管理・回収計画の骨子を 基に、地域の実情等を反映し、具体的な債権管理・回収計画を策定、 実施。 (2) 償還状況に関するデータ活用 ① 本部において、債遷状況に関するデータを地方事務所へ提供する とともに、地方事務所に回収実績を適時・適適切に把握できるよう、システムを設定。 ② 地方事務所においては、債権管理・回収計画に基づく各施策の結果の把握にデータを活用し、随時施策を追加修正するなどの計画の 見直しを実施。 (3) 地方事務所の担当職員を対象とした業務研修の実施 ① 支援センターの予算の構造や債権管理・回収に関する情報を共有した上で、償還率の高い地方事務所における効果的なかの報告を紹介。② 初期滯納者に対する早期腎促による長期滯納債権化の抑制や、被援助者の滯納状況や生活状況等と督促方法を連動させることの必要 性等を説明。 (4) 民事法律扶助第二課の設置 平成24年4月から、立替金債権等の管理・回収業務を専門に所管する民事法律扶助第二課の設置 平成24年4月から、立替金債権等の管理・回収業務を専門に所管する民事法律扶助第二課を本部内に設置し管理体制を強化して、初期滯納者及び長期滯納者に対する計画的な督促を実施。	B+	B+	B+	A	二課を設置し、地 度見直して管理・ に係る償還免除処	「理・回収を専門に所管する民事法律扶助第 力事務所ごとの債権管理・回収計画を毎年 回収の充実を図ると共に、生活保護受給者 理の推進等、償還の見込みのない立替金債 理して債権管理コストの削減を図った。	52

	中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)	事業年度 評価結果 22 23 24 25	自己評価	自己評価理由
				(5) 回収効果向上に向けた督促方法の見直し ① コンピニエンスストアを利用した償還方法による督促対象者を順 次拡大し、最終的に連続12か月滞にまで拡大。 ② 自動引落の有無にかかわらずコンピニエンスストアでの償還金支 払いを完済まで可能とした。 ③ 強化月間設定による銀行振込推進キャンペーンの実施。 ④ 電話督促強化週間を設定して集中的に電話督促を実施。 ⑤ 長期滞納者の自宅を訪問して償還を促す取組の実施。 ⑥ 長期滞納者に対して簡易裁判所を利用した支払督促の申立て実施。	20 27 20		
				2 償還の見込みがない立替金債権等の償却処理及び債権管理コストの削減(1) 償還猶予、免除対象者への対応(1) 被援助者が援助難続中に生活保護を受給している場合は原則として援助終結まで立動の償還を遵予いるなどの要件を満たす場合には、立替金の償還を免除することが可能である旨を当該被援助者に周知。(2) 所在不明への対応所在調査を行ったものの所在の確認ができないと結論付けられる被援助者の立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討し対応。(3) 免除及びみなし消滅(1) 免除及びみなし消滅(2) 免除及びみなし消滅(2) 免除及びみなし消滅(2) 免除及びみなし消滅(2) 免除及びみなし消滅について、本部内事務処理の専門化、地方事務所との連携強化。(2) 生活保護受給者の免除処理の推進。(平成24年度)(3) 長期未償還の立替金のうち10年以上償還なく残高が少額で回収コストに見合わないと思われる立替金をみなし消滅として一括整理。(平成25年度)(4) コスト削減への取組(1) ゆうちょ銀行口座からの自動引落しの登録の推進。(2) システム改修により可能となった督促対象者の検索機能や償還予定表の作成機能等の活用。(5) 東日本大震災の被災者について、事件進行中の償還を猶予する運用の継続実施。			
	②効率的で効果的な回収方法の工夫	(3) 効率的で効果的な回収方法の		※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 75頁参照			
53	等 (工夫等 コンピニエンスストアを利用 した償還方法を整備して初海滞納の段階での回えば、①食」をもに、例方の上がける取れた全の上でもがける取れた全国一律の各質中的に対けるでであった。②集中のよう、②集を整備との発援明を支いの体制を整備運制を必要を発展ので、一般を整備である、一般を整備である。一般を整備である、一般を整備である。一般を整備である。一般を整備である。一般を整備である。一般を表して、生物を表して、一般を表して、それないる。	償還率の向上に向 けた効率的で効果 的な回収方法の検 討及び実施状況	2 効率的で効果的な回収方法の工夫等 (1) コンビニエンスストアを利用した償還方法の拡充 ① コンビニ督促について、当初、対象者を初回滞納及び1か月から 3 か月連続滞納者までとしていたものを順次拡大し、12か月連続滞 納者まで皆促対象を拡大。 ② ゆうちょ銀行から償還金の初回引落し不能にてにコンビニ督促が 行われた者に対する電話督促の継続実施。 ③ コンビニ督促の対象を自動引落口座の未登録者にも拡大。	B+ B+ A		回収に当たっては、コンビニ督促の充実、振込キャンペーンや電話督促強化週間の実施、支払督促申立ての積極的活用、効果的な回収手法の地方展開、返済のしおりやホームページでの償還意識付け強化など、効率的で効果的な回収への取組は年々強化されている。新規立替金額がほぼ横ばいと伸び悩む中、償還金額は平成21年度を上回る実績で推移した。
		①電話による容を密にして ・ はの ・ はい ・		(2) 償還率の高い地方事務所の取組の分析及び全国一律の督促指針の実施 ① 償還率の高い地方事務所の具体的な取組を分析して効果的な管理・ 回収方法を検討し、業務研修や事務連絡により全国の地方事務所に 紹介。 ② 「立替金債権管理回収の手引き」を作成し、全国一律の督促指針 として活用。			

中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)	事業年度 評価結果	自己	自己評価理由
1 101 円 104	一利に置いて名口	DI IM VV JO IV		22 23 24 25	_ 評価	
			(3) 集中的な督促体制の整備 ① 初期滞納者に対する督促については、本部内に電話督促職員を配置し、コンピニ督促はがきの発送スケジュールに合わせて集中的に電話督促を実施。 ② 長期滞納者に対する督促については、本部において集中的に督促を実施。 ○ 郵便督促の実施 ・対 象 者: 償還を行うべき状態にもかかわらず、6か月を超えて償還のない長期滞納者 ・実施方法:本部から一斉に郵便督促を実施			
			転居先不明で督促状が返送された所在不明者については引き続き所在調査等を実施し転居先等を把握して督督促状に恒常的にゆうちょ銀行の払込取扱票を同封し償還を促進(平成24年度より) ○銀行振込推進キャンペーン・対象者:銀行振込みにて償還したいとする者・実施方法:強化月間を年2回設定して実施銀行振込又は払込取扱票による支払を案内(平成23年度より) ○電話督促強化週間の実施・実施方法:強化週間を年2回設定、督促時間を延長して集中的に電話督促免実施(平成24年度より) (4) 援助開始時における被援助者への償還の意識付け強化 ① 償還の意義や償還方法等を記載した「返済のしおり」を作成し地方事務所においては、援助開始時に「返済のしおり」を作成し地方事務所においては、援助開始時に「返済のしおり」を被援助者に交付するとともに、償還開始前に被援助者に個別に連絡するなどの対応を実施。 ② ホームページにおいて償還金返済者向けページ「法テラスへ返済中の方へ」を開設(平成25年度)。			
			(5) 被援助者の生活状況等に応じた継続的な償還の促進 ① 当初設定した償還が難しいことが判明した被援助者 → 償還月額の変更や償還猶予。 ② 全ての被援助者 → 生活状況等に変更があった場合には地方事務所へ連絡するよう 説明。 ③ 初期滞納者 → 電話督促により早期に償還の意識付け。 ④ 長期滞納者 → 滞納期間に応じて、郵便督促、電話督促、支払督促の申立てを 実施。 (6) 債権管理の新システム導入と債権回収状況に応じた督促方法の検 討・実施 ① 債権管理新システムの信潤方法や生活状況等による属性の付与、 → 演習によりの記念			
			滞納ステージの設定、属性や滞納ステージに応じた督促対象者の抽出、償還予定表の作成、督促 ② 債権回収状況等に応じた督促方法の検討・実施 ○コンビニ督促の対象拡大(平成24年度、25年度) → 対象範囲を順次拡大し、12か月連続延滞まで拡大 → コンビニ督促はがきの発送条件を変更し、自動引落の有無にかかわらず完済まで継続してコンビニエンスストアで支払ができる運用を実施。 ○銀行振込キャンペーン → 支払方法について銀行振込みを希望する被援助者への対応として、強化月間を設定して振込口座を案内するキャンペーンを実施。 ○長期滞納者の状況に応じた対応 → 滞納状況ごとに督促状を変更して督促を実施 ○簡易裁判所への支払督促申立てて →・対象者:一定の長期滞納者 ・実施方法:申立予定者に事前予告通知を行い、それにもかからず償還や地方事務所への連絡がなかった者を対象に、本部が申立書を作成して簡易裁判所に申			
			立てを行い、異議申立てがあった場合等には地方 事務所と連携して対応。 ○地方事務所への資料提供 → 債権管理システムを活用して地方事務所へ督促のための資料 等を提供し、債権管理システムの積極的な活用を促した。			

	中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目	標期間(平成2	22年度~平成2	5年度)の実績	(要旨)	部	事業年 平価約	丰果	自己評価	
				立替金の管理・回収	又等の実績は以下	のとおりである。			22	23	24 25	5 2112	
					平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度					
				償還金額	101億8828万円	103億5876万円	99億8236万円	99億9934万円					
				免除金額	26億7099万円	29億8796万円	44億9951万円 (注1)	33億7724万円					
				みなし消滅額	1023万円	1293万円	7001万円	3億6924万円 (注2)					
				コンビニ督促回収額	-	6億1400万円	6億3900万円	8億6031万円					
				郵便督促回収額	-	1億円	1億100万円	6998万円					
				銀行振込キャンペーン	-	200万円	533万円	1267万円					
				電話督促強化週間 回収額	-	-	644万円	1692万円					
						「免除の案内を徹底する道 権の一括みなし償却を行っ		b3.					
						中期目標期間)							
(0)) =1.)4-)B 74-44-66	0 = 34 NB 74 44 MX											
	の右端承に答ったスカコルコ	3 司法過疎対策											
54	①有償受任等による自己収入 有償事件の受任等により自己収	(1)有償受任等による自己収入 司法過疎地域に設置した事務所に	有償事件の受任等						В	В	B B	В	司法過疎地域事務所における有償事件の受任による自己収 5
01	入を適切に確保する。	おいては、民事法律扶助事件、国選	による自己収入増	司法過疎地域事	務所における事業収益		7						入額は、債務整理事件(過払い案件)の減少という社会情勢
		弁護・付添事件に適切に対応した上 で、有償事件の受任等により、自己		年度	地域事務所数	事業収益 (単位:千円)							による影響のほか、民事法律扶助事件や国選弁護事件の増加 等に伴う有償事件取扱件数の減少により毎年度減少する結果
		収入を確保する。		平成22年度 平成23年度	29か所 31か所	434,166 379,994							となった。
				平成24年度	32か所	337,945							
				平成25年度	33か所	227,734	_						
				※ 業務実績報	B告書(第2期	中期目標期間)	81頁参照						
	②財政的支援の獲得	(2)財政的支援の獲得	Distant DET Harry	Ti -book ret T	1 - 10 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	<	where The The American						The book of the The William to the state of
55	国と地方の役割分担の観点を踏 まえつつ、地方公共団体その他関	国と地方の役割分担の観点を踏ま えつつ、地方公共団体その他関係機		平成23年度が の被災地に新記		移転・新設した	事務所のうち、	東日本大震災	В	Α	A	Α	平成23年度及び同24年度に移転・新設した事務所のうち、 東日本大震災の被災地に新設した南三陸出張所、山元出張
	係機関・団体からの財政的支援の	関・団体からの財政的支援(例え	得に向けた取組状	南三陸出引	長所								所、東松島出張所及び大槌出張所の敷地については、地方自
	獲得に努める。	ば、事務所の無償又は廉価な借料で の貸与等)の獲得に努める。	况	 山元出張所 東松島出引 	T 長所及び大槌出	張所の動地							治体の協力を得て無償貸与を受け、福島地方事務所の二本松 出張所(二本松市)及びふたば出張所(広野町)、岩手地方
		OF 141 OKINCHOS		→地方自治	合体の協力を得	て無償貸与							事務所気仙出張所(大船渡市)については、建物又は敷地の
					ē所(二本松市 ē所(広野町)	.)							無償提供を受けた。そして、いずれの被災地出張所について も設置期限を平成27年3月末まで延長した。
				・岩手地方事	務所気仙出張	所 (大船渡市)							また、法テラス明石市役所内窓口を開所するため、兵庫県
				→建物又は	は敷地の無償提	供							明石市役所から市庁舎2階一画の無償貸与を受けた。
				AL 46 BB BE 3. U		034211-	as before TI appeals	軍性小力!ま □					
						の司法アクセス て、兵庫県明石							
				無償提供を受け	て、法テラス	明石市役所内窓	口の開所を準備	前 。					
				※ 業務実績報	强告書(第 2 期	中期目標期間)	81頁参照						

	中期目標	中期計画の各項目	評価の指標	中期目標期間(平成22年度~平成25年度)の実績(要旨)			年度話無果	自	
	下列口(赤	十列川四ツ古代ロ	日一川山マノブ日7示	〒79]日 宋初 日 八日 次22十 文 - 〒 次20 - 年 交 八〇 大快 文日	-	22 23 24 25		評 25	值 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
	(4)財務内容の公表	4 財務内容の公表							
56	財務内容の一層の透明性を確保 する観点から、セグメント情報等 の決算情報の公表の充実を図る。		の財務内容の公表	1 セグメント情報の充実 セグメント情報の充実 セグメント情報の主の工夫の一つとして、勘定別の財務データをさ らに分析し、業務別の財務データへ組み替えることにより業務実績との関連 を明確にしようと試み、平成24年度から財務データの業務別セグメント情報 を開示。	В	В	B+	A E	3 これまでの実績を踏まえ、様々な工夫を行った結果、より 充実した情報開示ができた。
				2 事業報告書の明解な表示 財務内容の一層の透明性を確保し、説明責任を果たすためには、どのよう な工夫が必要であるかについて中期目標期間を通じて検討し、事業報告書へ 図表等の様々な情報を盛り込む等、視覚的にもより理解しやすい情報開示に 努めた。その具体的成果としては、勘定科目の説明項目に「行政サービス実 施コスト計算書」を追加、財務諸表の概況にグラフや勘定別財務諸表を追加、事業説明に主な収入と支出の経年比較を追加するなど、多くの工夫を実 施。					
				※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 82頁参照					
6	その他業務運営に関する重要事項	5 予算、収支計画及び資金計画							
57	利用者のニーズに機動的かつ柔 軟に対応して業務運営を行うこと ができ、また、効率的で効果的な		予算・収支計画・ 資金計画の実施状 況	予算、収支計画、資金計画に対する実績については、業務実績報告書別 紙のとおり。	Α	А	A	A A	A いずれも計画の範囲内で対応しており、総じて予算執行は 適切であった。
	業務遂行のために必要な人的・物 的体制の維持を図る。	(3)資金計画		※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 83頁参照					
		V 短期借入金の限度額							
		短期借入金の限度額は、36億円 とし、短期借入金は、運営費交付金 等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合 に充てるために用いるものとする。	短期借入金の状況						
		VI 重要な財産を譲渡し、又は担保 に供しようとするときは、その計画							
		重要な財産の処分に関する計画の 見込みはない。							
		VII 剰余金の使途							
		剰余金は、情報提供に関する業務 の充実、制度周知徹底活動の充実及 び職員研修の充実に充てる。							
		▼ その他法務省令で定める業務運営に関する事項							
58		施設・設備、人事に関する計画							
		業務量に応じた施設・設備・人的 体制の確保を図りつつ、組織の活性 化を図るため、国家公務員の人事評 価制度に準じた評価制度などを活成 しながら、能力主義に基づく的確な 職員の採用及び人事配置に取り組 む。	価した各職員の能力に応じた施設・ 設備・人的体制の 確保に向けた取組	人事異動計画に基づいて適正に人事異動を実施したほか、職員の採用においても、様々な役職等の面接員により、複数回面接を実施するなど、採用プロセスを一層充実化。 ・ 職員数又は業務量の増加に伴い事務所の新設及び移転を実施。 ・ 書棚等の設備の増設が必要となる場合には、レイアウトの変更をするなど適切な整備を実施。	A	A	A	A	4 中期目標期間を通じ、業務量に応じた施設、設備、人的体制の確保を適切に行い、効率的で効果的な業務遂行のために必要な人的・物的体制の維持を図った。
				※ 業務実績報告書(第2期中期目標期間) 83頁参照					